

の改善に努めて参りたいと思つております。臨時工、日雇いという制度は、制度それ自身は必ずしも悪いものではないと思つておりますが、ただいま申し上げましたように、雇用条件の違いということだけで低条件を押しつけられていくという状態は改善しなければならぬと思つております。その背景をなして参りましたのが国の間断のない労働力の過剰という現象は、最近漸次改善されてきておりますので、これは基準法の実施と相待ちまして所期の目的を達成したいと思つておる次第でございます。

昭和四十五年におきますわれわれの考へております目標につきましては、ただいまから事務局より説明いたします。

○政府委員(三治重信君) 所得倍増計画における最終年度の昭和四十五年度における就業構造の一応の推計は、第一次産業で一千五百五十四万、これはおもに農林業でございます。それから第二次産業で一千五百六十八万、第三次産業で一千八百八十八万、それにさらに運輸、通信で三百三十九万で、合計四千八百六十九万人というふうに推計されております。

○田畑金光君 今、官房長からお話になったのは、所得倍増計画の就業構造第5表をそのまゝ説明されたようでございしますが、この第5表は、基準年次の取り方というものが、たしかこれは昭和三十一年、三十三年を基準にして、昭和四十五年はこうなるのだ、こういうことだろうと考へますが、私のお尋ねしたいことは、昭和三十五年度というもののあるいは資料がなければ三十四年度でけっこうですが、この

昭和三十四年度を基準にして見た場合に、昭和四十五年度の目標は、第一次産業で今御説明のように一千五百五十四万といつたとしても、昭和三十四年から昭和四十五年の間、第一次産業からどれだけの離農者が第二次産業その他に出ていくのか、さらに第二次産業の四十五年度の目標が千五百六十八万でございますが、どういふところからこの人員の充足というものがなされていくのか、こういう点について三十四年ないし三十五年を基準にして、今後十年間に第一次産業、農村からどの程度の離農者が移動するの、こういう点です。今の数字に基づいて、もつと計画的に詳細に御説明を願いたいと思つたわけです。

○政府委員(三治重信君) 三十四年度を基準にして参りますという、三十四年度で大体第一次産業が千六百万人、それに対して、先ほど申し上げました千五百五十四万人になりますと、指数として七二%になるわけです。従つて、それだけの数がおもに農村の二、三男、新しく農村に就業するものがそこへ就業しなくて、第二次、第三次産業方面に転業する、農村に滞留しなくて出てくるという格好になる。従つて、減るのは主としてやはりリタイア、老齢ということによつて減つていくのでございまして、ただし、その実際農業に従事しているもの、現に就業しているものが、さらにどれだけ少なくなるかという問題につきましても、細部の資料については、ちよつとここに持ち合わせておりません。

それから第二次産業は、千七万人から千五百六十八万人になりますので、一五六%になります。約六割の増加に

なります。これはただいま申し上げましたように、主として新規のやはり学卒の増加というふうに推定されます。それから第三次産業が、三十四年の千二百四十万人を基準にいたしますと、一四六%になります。それから運輸、通信二百七十七万人が三百三十九万人として一五六%になります。合計といつたしまして、三十四年度が千五十八万人でありますので、約二割の増加というふうな構造になります。おもに第二次、第三次産業、運輸、通信を三次に含めまして、三次産業で増加するのは、やはり全体としての新規の学卒雇用が主として増加していく、その部分がほとんど第二次産業、第三次産業に入っていく。従つて、第一次産業は補充が少くないということ、さらに一部は若干の離農も考えられるというふうなのが大体の構造であります。

○田畑金光君 今御説明の、たとえば第一次産業を昭和三十四年千六百万と見るというのは多過ぎると思つておる。これはもつと第一次産業の就業人口というものは少ない、こゝろ見ておるわけですが、千四百五十万から千五百万程度ではなからうかと、こゝろ見ておるわけですが、今の千六百万というその資料はどこに資料なんですか。

○政府委員(三治重信君) これは労働力調査による大体の年間の平均数字でございます。

○田畑金光君 経済企画庁等で立てられた所得倍増計画の資料と、あなたの方の使つておる資料というものは同じやつなんですか。

○説明員(有馬元治君) ただいま官房長から説明しました数字は、経済企画

庁経済審議会でも推計をした産業別の就業推計の数字でございます。農業就業業者につきまして、もう一つ農林漁業基本問題調査会の推計数字がございまして、これは年度が一年ずり下がっておりますが、先のは三十四年の推計でございますが、三十五年の推計といつたしましては千四百九十九万、若干減つた数字の推計がございまして、われわれはこの経済審議会の推計数字を使つて訓練の長期計画、雇用の対策を講じている次第でございます。

○田畑金光君 かりに今の労働省の使つておられる数字をもとにしてみますと、その間に雇用者の増大といふのは千九百二十四万から三千二百三十五万人に増大し、四六%から六六%に大きくふえていくことになるのです。この大きな新規の雇用労働者に対して、今提案されておられます職業訓練あるいは技能者の養成、再訓練、また、もちろんこの雇用労働者の中には学卒者が多くを占めると思つてございしますが、学校卒業者の学校教育面における訓練という点から見ると、新しくふえる雇用労働者といふのは、十年後、技術の面、あるいは技能の面等々から見たときに、どういふような状態になつておるのか、これを一つ御説明願いたいと思つております。

○説明員(有馬元治君) 今の職業訓練、それから学校教育における技術教育の面での技術者の養成、この二つが、今後の産業の成長に伴います雇用労働者、あるいは一般職員といふものの、中に、どの程度養成の数をふやしていかなければならないかという問題でございますが、私どもの立場におきましては、第二次産業の建設業、あるいは

製造業、これを中心といたしまして、第三次産業の面におきましては、運輸、通信事業をこれに加へまして、この三つの産業を中心にいたしまして、雇用労働者——職員とか技術者を除いた、いわゆる七割程度の比率を占めます。一般の労働者の今後十年間における増加の推計をいたしたわけでございますが、三十四年はこの労働者が八百四十三万人とございましたが、これが十年後には千三百二十万人に増加するであろう、従いまして、差額の四百五十九万人というのがネット増になるわけでございます。そしてこの十年間における減耗補充を考え、このネット増を考えますと、その間において六百九十五万人の雇用労働者の増といふことになるわけでございます。この六百九十五万人の雇用労働者の増に対して、訓練ではどれだけこの技能者が必要になるか、こゝろ推定をいたしたのでございまして、従来技能者の、雇用労働者の総数の中に占める比率から推定いたしますと、四百七十七万人の技能者の養成が必要になるのでございまして、しかし、この四百七十七万人という膨大な数字を、十年間において急速に人材養成するといふことは、施設の面、あるいは先生の面、特に先生の面からの大きな制約がございまして、なかなか四百七十七万人を一気に十年間に養成するといふことは困難でございまして、従来過去のペースを基調にいたしまして、われわれとしましては、この十年間に百五十五万人の新規の熟練工ないし半熟練工の養成を長期計画として樹立したのでございまして、このほかに、百八十一万人のすでに雇用関係にある労働者の再訓練といふことをこの十年間に行

ないまして、新規の養成訓練と再訓練と合わせまして三百三十六万人の養成並びに再訓練の計画を樹立したものでございます。

○田畑金光君 今問題になっておつて、衆議院の文教委員会できより採決するとかしないとか新聞で見ましたが、五年制の工業高等専門学校設置です、これを中心とした学校教育法の一部改正法が出ています。こういうふうな学校の設置による養成というものは、今言つたように、先生の数の制約とか、あるいは施設の制約とかいろいろ伴つて、なかなかこれ目的達成には相当困難が伴う、こう見るわけでございますけれども、この間、前の委員会のおときでございましたが、こういう学校を通じての養成は約四十四万人程度と、こういうことであったように記憶いたしておりますが、そうしますと、学校教育による技術者養成並びに職業訓練機構を通ずる技術者の養成、あるいは再訓練等々やりまして、今の説明では、十年後、目標に対して相当数技能者が足りない、こういうふうなことになると思ふのですが、この点についてはどういう処理を考へておられるのか、承りたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 質疑の途中ですが、委員の異動について御報告いたします。

ただいま安田敏雄君及び千葉信君が辞任され、大和与一君及び吉田法晴君が選任されました。

○説明員(有馬元治君) 所得倍増計画で、学校の技術教育におきまして、今後十カ年間に増員をすべき目標数は、大

学の理工系において七万人、工業高等専門学校において四十四万人、そうしてわれわれの方の訓練において約七十万の増員を予定しておるわけでございます。この七十万人の増員を見込んだ総数が、先ほど申し上げました百五十五万人でございます。従ひまして、現在の訓練規模を約倍にふやす、拡充するというのが十カ年の長期計画の考え方でございます。それでもなお技術者、技能者が不足するのではないかと、いうふうな御意見でございますが、これは十カ年の産業の発展に伴ひまして、技術者、技能者の需要の推計をどういうふうに見るか、理想的な形で需要をはじまして、その需要に對して完全に充足を期するということになります。現在の学校における技術教育、われわれの訓練におきましても不足するといふふうな感じがいたしませんけれども、いろいろな諸制約もございます。最小限度の需要はこの長期計画で充足していこう、こういう考え方で長期計画を樹立したわけでございます。

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねしますが、先ほど大臣のお答えは、すべての問題について一通り答へられておるので、これから尋ねようということも、その中にほとんど含まれておるうちに聞いたわけですが、今後産業構造が高度化して、さらに、また特に第二次産業の中の製造業、製造業の中でも重化学工業が拡大されていく、こういうことになって参ります。産業構造の大きな転換というふうなことになる参りますと、当然先ほどお話の中にもありましたが、一時的、部分的にはある産業等において失業が

起きてくると当然予測されるわけでございます。まあ現在のところ、構造的な危機をかかえておるものが石炭産業であらうと考へておられますが、また別の観点から、一時的失業者として予測されるのが駐留軍労務者であると、こう見ておるわけですか。今後日本の産業構造の高度化に際して、あるいは技術革新の進展に際して、どういふ産業に雇用の面から見て不安が予測されるか、そういう産業に對する政府の雇用転換等については、どういふ考へ方でおられるのか、これを一つ大臣から承りたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 石炭、それから駐留軍関係の離職のほかに、さしたつて私どもが予測しなければならぬのは、貿易の自由化に伴ひます影響産業であります。われわれは、おおよそその影響を受ける産業に従事いたしております労働者の総数を百五、六万と考へておるわけでございますが、そこから具体的にどれだけの雇用上の変動が生ずるかということ、まだ正確にはつかないものであります。まあ一般的に申しまして就業構造も変わり、あるいは産業構造が変わつて、近代化して参ります途中に、雇用の変動は当然考へなければなりません。その雇用の変動をできる限り摩擦を少なくして行なうのが労働行政の責任であると思つておる次第であります。具体的施策をいたしましては、ただいま準備いたしております職業の再訓練、転職訓練、こういうものを強化いたします。新しき労働力の需要地に労働者移動用の住宅を建設するということも行ないたいと思つております。また、こういう産業

構造の変化、進歩によって生じます雇用の変動は、主として中年層、相当年齢層の高いところに生じて参ります。中高年齢層の就業を開拓いたしますために、中高年齢層の適職調査をいたしまして、これは完了いたしております。百二十種あまりについてこれを指定をいたしまして、まず、政府関係機関から一般民間産業にまで、中高年齢層の適職については、これを優先的に採用するように呼びかけておるのであります。サポートを期待するだけで所期の成果が上らない場合におきましては、職業安定行政の面におきまして、行政上のもつと積極的な指導を考へなければならぬのではないかと考へております。それから、そういう産業構造の変化、経済の近代化、技術の革新というふうなものによつて雇用の変動が生ずることは、企業者自身ができる限りこれを早く察知すべき、早く考慮に入れて準備すべき問題であると思つております。そういう事態が生じてからその離職者の対策を講ずるというのではなくて、そういう事態が生ずるであろうと推定せられる早い時期において、現にその職業に従事している間に転職訓練等を行なつていく、また、労使間の話し合いを早い時期に始めていくというふうなことが必要であらうと存じておる次第であります。

○田畑金光君 まあ抽象的にはその通りだと、こう思ふのですが、よくわかるわけですが、先ほどお話の中にありました労働市場の封鎖性、この問題について、もつと日本の労働市場が流通化されて、横に横断的に広がっていく、移動を円滑に進めていく、結局こ

のことが今後最も大事な日本の雇用政策面における問題だと考へるわけなんです。生産性の低いところから高い生産性のところへ移動するという場合も予測されましようし、ことに、また先ほど今後の就業構造の変化の中にありますように、第一次産業からその他の方に新しい労働力の移動ということも予測されましようし、また、今後の工場、計画的な配置、分散等を通じて、あるいはまた過度に集中した都市から地方の中小都市への移動ということも予測されましようし、こういうふうに今後の日本の労働市場の流動性、移動の円滑化、こういう点からな

がめましたときに、先ほどお話の中に住宅政策というものを取り上げていたわけでございますが、ことに、また職業安定所の今後の広域職業紹介面における役割、こういうものが非常に重大になってくると考へるわけ、そこで、特に私は広域職業紹介という、今後の職業安定機関の果たす機能とか、これについて、どのように今後のそのような新しく予測される事態に對処する態勢を確立されようと思つておるか、この点一つ具体的に承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) わが国の労働市場の封鎖性の背景というものは、やはり一般的に申しまして、労働力が今日まで継続的に過剰である、それから雇用制度それ自身が封鎖的である、また、終身雇用制度、それから賃金体系が年功序列型の賃金体系であるというふうなことから、それが相互に関連をいたしまして現在のような労働市場の封鎖性を生じておるのだと思つておる次第であります。ただ、これが最近に

おける経済界の大きな変動、進歩に伴いまして、まず第一に、労働力の一般的、経常的な過剰という状態が改善されつつございます。それから年少労働者に対する需要が非常に高まって参りました結果、その年少労働者の初任給賃金というものが、かなり上がった参りました。従つて、その年功序列型賃金体系というもののにくずれを見せつつあることも想定されるわけでありまして、こういう一般的な大きな変化の中で、職業安定行政はどうあるべきか、私は、やはり原則的に、単に事務的な取り扱いをするというよりは、やはりこの雇用状態全般を通じて見た上に立つた社会政策的な取り扱いが必要になつてくるように思われます。たとえば身体不自由者に対しては、政府は政令をもつて各産業に一定の割合の身体不自由者を雇用していただくようお願いをいたしております。また、先ほど申しましたように、年少労働者が非常に不足しておるのに、中高年令層の就職難が現在なお深刻であります。こういう場合におきましては、中小企業の今の中高年令層の適職に對しましては、年少労働者の紹介はこれを差し控えて、中高年令層の紹介に主力を注ぐというふうな、つまり社会政策的な使命観を持った運用が第一に必要であらうと思ひます。

第二には、最近におきまして、広域職業紹介ということに重点は置いて指導をいたして参りましたけれども、地域的な偏在、アンバランスの存在ということが依然として解消いたさない今日におきまして、さらにこれを広域職業紹介を強化していく必要があると思つておる次第であります。すなわち、各職業安定所単位といたしましては、それぞれ社会政策的な考慮を十分はかるように指導いたしますとともに、その横の連絡を強化いたしまして、広域職業紹介に重点を移行していきたい、こう考へておる次第であります。

○田畑金光君 私のお尋ねしたのは、その最後の広域職業紹介の今後の果たす役割というものが非常に大きくなつてきているように見受けまゝです。それから具体的に広域職業紹介というものをどう円滑に、総合的に、全体的に進めていく上に立つて、何か機構上の改革とか、あるいは拡充とか、そういうことも考へておられるのかどうか、これをお尋ねしたいわけですが、地域的なアンバランスがあることもそうであり、学卒者や、あるいは若い労働力が不足して、中高年令層が過剰であるということもそうであり、まゝし、こういう問題を解決するために、やはり広域職業紹介というものが非常に大事な機能を果たすことになるわけでございますが、その大事な機能を果たさしむるために、しからば今の職業安定行政等において編成がえをするとか、あるいは再検討をするとか、そういう点があるのかないのか、これを承つておるわけです。

○国務大臣(石田博英君) この労働行政機構が、特に末端におきまして非常に多角化されて現在おります。この機構をそれ自体の一元化という問題が今私どもの大きな研究課題の一つでありまして、この改善にまず第一に努力をいたしておるのであります。その中の一つといたしまして、職業安定行政の改善ということが当然考へられなければならぬと思つております。

それから、相互間の連絡の強化、その他の広域職業紹介の成果を上げますための具体的措置、現在は相互の連絡を密にいたしますとともに、新しく生まれます雇用促進事業団等においても、その援助的役割を果たさせようといひたしておるのであります。しかし、ただいま申しましたように、労働力の地域的、年令的アンバランスを是正いたしますためには、さらに広域職業紹介についての機構上の研究は必要であらうと思つておりました。先ほど申しました労働行政の一元化と関連をいたしまして、研究をいたさせておるところであります。

○田畑金光君 労働市場の流通性を確保するためには、私は、今言つたような施策とともに、先ほど大臣のお話にありましたように、今日の日本の企業の中における雇用関係の近代化をはかることが、これは大切だと思つておるわけです。ことに、先ほどお話しにありましたように、年功序列型賃金、あるいは終身雇用制度、まあいろいろ大きなことが労働市場の封鎖を促しておる大きな原因でございまして、従いまして、個別企業における、民間企業における雇用の近代化、あるいは労務管理体制の近代化、さらに今後の賃金体系等についての再検討、こういうことが必要になつてくると見ておるわけで、同一労働同一賃金の原則ということが確立されますならば、当然また日本の労働運動の面においても、新しく企業別から産業別組織の方向に進展すると、こゝろ見ておるわけです。この点は企業の内部における問題でありますけれども、同時に、また政府の労働政策の面、あるいは政府の賃金政策の面から大きな影響を受ける問題だと、こゝろ考へておるわけですが、そこで承りたことは、産業構造の高度化、あるいは生産性の増大、技術の革新、まあこゝろいうことで当然所得分配の構造について、だんだんこれは変わつてつたといひても、変わらざるを得ない、こゝろ考へておるわけです。今後政府といたしましては、このような生産性の増大に伴つて、あるいは企業の近代化に伴つて、どういふ賃金政策をもつて指導されていくかという御方針であるか。まあ賃金政策に限らず、今後の所得の分配構造等については、どういふ考え方で政府としては指導されていくかと思ふのか、この辺を一つ承りたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 現在の日本の各企業内におきまします賃金制度といふものは、お話を年功序列型賃金、これは先ほどから御議論のございましたように、労働市場の封鎖をもたらししております。しかし、これはやはり先ほどからも申し上げましたいろいろな客観条件と、それから歴史を背景にしてこゝろいう制度がありますので、そのものを、立法手段とか、あるいは行政指導とかいふものによつて、にわかにこれを改めさせるということは困難であらうと思ひます。ただ、私どもは、日本のいわゆる賃金統計、賃金調査といふもの、賃金のあり方というふうなものについての研究が、まだきわめて不十分であるという見地から、役所といひましては、数年前、私が初めて労働省へ参りましたときに、賃金の基本調査といふものを始めました。今その

調査を続行中でございます。賃金それ自身の問題は、基本的には私はもつと根本的な問題をとらえて調査研究をいたしまして、その土台の上に立つべきものだと思つておるのであります。一般的に経済界の進展、生産性の向上の中で所得の分配はどう行なわれるべきものか、私は、生産性の向上を通じて勤労者の賃金、所得が増大していくことを大きく期待をするといふことが基本線でありまゝです。ただ、わが国の場合は、特に経済の底が浅く、企業間におきまします収益差という問題もあります。また、問題になつております規模別の生産性の差、賃金の差といふものがあるものであります。それだけに具体的な施策が必要であると思つておる次第であります。生産性の向上は、もちろん賃金に分配されるべきであります。そのほかに、やはり大衆への還元も考へなければなりません。あるいは資本の蓄積も考へなければならぬと存じます。

それから規模別の生産性の格差縮小という点につきましては、やはり親企業と一本となつた縦の関係を確立いたしまして、従来のごとく、技術指導だけなく、労務管理上の指導もあわせて行ないますとともに、同時に、原価計算その他におきまします下請企業の労働力の計算につきましても、親企業が十分な理解を持った態度に出てもらうように期待をいたしておるのであります。すでに日立製作所その他を中心といたしまして、ぼつぼつこの体系ができておるわけでありまゝです。そういうものを通じまして、中小企業の賃金格差、規模別賃金格差の縮小に努めて

参りたいと思つておる次第でございます。

○田畑金光君 この間の委員会でもちよつと質問が出たわけですが、今の大臣のお話で、考え方の基本は理解できましたが、やはり生産性の向上に伴つて、その利益の成果の配分を妥當に規定していくという事は、これは政府ではなくして、むしろ一般民間の企業、あるいは経営者、あるいは資本家、あるいは年功序列賃金をだんだん改めていくという問題、これも一挙にできることではなくして、やはり経営者や企業家の理解と協力なしに、摩擦なくしてだんだんこれを改善することはできないと、こう考へておるわけですか。ところが、今日の一般の民間経営者、企業家といふものはどういふ考へ方に立つておるか、この点についてわれわれとしてはいささか疑問を持つておるわけですか。

そこで、端的に伺いますが、四月二十日でございますが、日経連の総会において、前田専務理事がこれを演説しておるわけですか。この中で、この春圖における大幅な賃金値上げといふものは、明らかにこれは経営者が労働組合にねじ伏せられた屈服賃金である、こういうような不満を堂々と述べおるわけですか。これも「池田内閣の倍増プー」とか物価値上りプーとか次々と連鎖反応的に起る賃上げのプー、こういう中ではなんともなしに理屈抜きでできあがつてゐる一つのムードといふものの中で獲ち取られたところの経営者の屈服賃金といえるであらう。

。このような屈服賃金を余儀なくせられた事情はどこにあるのか。これはさかのほれば、昨年十月の公務員の給与にたいする二・四％というところのない人事院の勧告に端を発しているものである。この二・四％という数字は民間賃金との振り合ひ上、これだけ上げるべし、という数字である。一体民間の何に比較してこういう数字がはじき出されたのか、こういうわけ、大いに池田低姿勢や石田労政に對して不満と批判を向けておるわけでございますが、これに對して石田労働大臣は、またそれを反駁するようなあいさつをなされておるわけですか。このやりとりを見まして、石田労働大臣のあいさつの内容といふものは、われわれは、なかなか權威ある内容でいさつをされておるのだという感じを受けるわけですが、日経連と政府が大事なこういう賃金問題について衝突し、ぶつかったといふことは近來見ないことで、珍しいことです。そこで、労働大臣にお尋ねしたいことは、この前田さんの見解といふものには、この前田さんは、あなたのごあいさつの中にある通りの基本的な考えをもつて今後とも対処されようとする決意であるのかどうか、これを一つ承りたいと思つておるわけですか。

○國務大臣(石田博英君) それは申すまでもないことでありまして、公開の席上においてごあいさつを申し上げた、所信を披瀝いたしましたのごいさつです。さらに申し上げたいと思つていますが、よけいなことであります。私は、元来そういう席上でも、自分で原稿を書いて、あるいは人の書いたものを説いたことはございませぬ。その原稿

だけは、私が自分で書いて、そうして自分で何度も直して読み上げたものであります。私の基本的な考へ方でありまして、もちろんこれから變える意思もございませぬ。

○田畑金光君 さらに池田総理もその日にあいさつをなされておりますが、そのあいさつの中にこういうことがあつておるわけですか。二十七年から三十四年までの間、生産性は年平均七・六％向上しているが、賃金の上昇は五・六％である。生産性向上が賃金上昇を上回つてゐる。これは日本とイタリヤだけで、こうした国ではコスト・インフレの状態を来すことはない。生産性の向上した分は資本の蓄積や物価の引下げに充てられることはもちろんだが賃金の健全な上昇こそ所得倍増のもとをなすのである。これを見ますと、今日の日本の産業の生産性向上から見た場合には、労働者の賃金引き上げといふものはまだ低いのだといふことはつきり言われてゐるわけだ、従つて、所得倍増計画を達成するためには、やはりこれは一方においては設備投資を盛んにすることであり、一方においては消費をもつとふやしていくことが大事であるといふことは、これはまあ経済的にもさう言えるわけだと思つておるわけが、総理の考へ方、なお生産性向上に賃上げは追いつかぬといふことは、これは現実その通りかと思つておる。この点について石田労働大臣も総理大臣と同じ御見解であらうと思つておるが、一つ承りたいと思つておる。

○國務大臣(石田博英君) 総理の述べられたその言葉通りの見解を持つております。ただ、その際、問題は二つある

と思つてゐる。賃金の値上がりはコスト・インフレの原因になるといふ議論、その議論は、つまり現在行なわれている賃金の値上りといふものはコスト・インフレの原因にならぬ、それは生産性の上昇率が賃金の上昇率を上回つてゐる限りにおいては、これはコスト・インフレの原因になる心配がないのだ、つまり賃金の上昇率が生産の上昇を上回つてゐるような状態になればコスト・インフレはなすまいけれども、日本とイタリヤはまださういふ状態がないのだから、現在行なわれてゐる賃上げといふものはコスト・インフレにすぐ結びつくのだといふ見解が間違ひなのだとすることが一つであらうと思つてゐる。それはその通り私も考へております。

それからもう一つは、生産性の向上の成果といふものの分配は、先ほどからのお話にありました通り、それは賃金の上昇と同時に、大衆への還元、あるいは資本の蓄積といふ方に向けられていくのであります。私は、生産性の向上は、そのまゝ賃金が上がらなければならぬのだといふことにはならない。やはり生産性の向上に伴つて賃金は上がつていくべきものだが、それはすべてが賃金に向けられるといふことではなく、大衆にも還元されなければならないのだ、こういうふうに第二点を考へてゐる次第であります。

そこで、まあこういう賃金問題に對する一般的な考へ方、私は、経営者の中にも、だんだんと労使關係、賃金關係といふものに大きな変化が行なわれつつあると思つてゐるが、私どもの方といつたしましても、労務管理講習会を昨年度から始めまして、すでに全国で

二万名の中小企業の労務担当者の講習を終りました。これはさらにそれを拡大していくつもりでありまして、一般の労務管理についての理解を深めていきたいと思つております。しかしながら、なお経営者の中には、原料や労力を安く買ふと同じように、賃金もまた安く買ふことが、その経営者としてのいい腕の見せどころだといふふうな考へ方が根底に残つていふやしないかといふこともまあ否定できないと思つてゐる。それから、企業目的は、株主に対してその配當を多くやつていくといふこと以外に、やはり自分の従業員を他の従業員に負けない待遇をし、その従業員に將來への希望と現在の安定とを与えていくといふことも企業者の責任であると思つております。さういふ基礎的な考へ方に、私は、先ほどお説き上げたになりました論争の中に若干の違ひのあるように感ずることを残念に思つてゐるが、それを是正すべく努力をしたいと思つてゐる。

○田畑金光君 大へん大臣の御答弁は、私は満足でございます。そこで、大臣の四月二十日のあいさつの中に、非常に適当な表現で述べられてゐる点は、われわれとしても非常に意を強うするわけだ。「次に公労委の仲裁裁定の民間賃金への影響をいふ向きに對しては、過去および現在の事実として、公共企業体の賃金は民間の賃金を追いつけてゐるものであつて、その逆の關係にはないといふ点を指摘いたしました。また、公共企業体等の賃金と比較する賃金は、今日の処では格差の縮小に努力しなければならぬ中小企業の賃金ではなく、同種同規模の企業の賃金である。そしてこの仲裁裁定を政府

が完全実施するのは、その内容が政府にとつて好ましいとか満足であるからではなく、仲裁裁定だからである。内容の如何を問はず裁定に服するというとは、単に仲裁のみならず、公共企業体等労働関係安定の生命である。この点は私は非常に同感でございます。先ほどお聞きしますと、事務局で書かしたのではなく、大臣みずからが筆をとつて書いて、何べんも手を加えられたといふので、さらに意を強うするところでございますが、この夏になりますと、今度はおそらく人事院の勧告という問題が具体的に出てきようと考えてるわけですね。言うまでもなく、人事院は、当然その果たさなければならぬ機能、役割上、七月か八月には、民間給与の上昇、物価の動き、経済上の変動等を通じて、公務員関係の給与に関する当然の責務を果たさなければならぬと考えますが、予測される人事院勧告等についても、仲裁裁定と同じように、当然の本来の人事院のあり方から見まして、また、政府と人事院の関係から見まして、公務員法の精神に照らして政府はこれを尊重し、これを実施すると、こういうことになるものと考えておりますが、こういう点について、この際、労働大臣の御所見を承つておければありがたいと思ひます。

○田畑金光君　まあ私は所官でないから、その程度でやむを得ぬと言へばそれまででございますが、尊重するといふよりも、できれば労働大臣が仲裁裁定に示されたこれくらい強いやり方、決意といふものを、人事院勧告についても、建前上これらいつぱい実行するのだ、こういうくらいの一決意といふものは内閣全体としてあつてほしいと思ひ、ことに、まあ直接の所管ではなくても、労働大臣からそれを承ればありがたい、こう思うのですが、どうでしょう。

○国務大臣(石田博英君)　労働三権の制約を受けております労使間の問題の処理として、第三者機関の意見を尊重するといふ一般の方針、これはしばしば申しております通り、私どもの基本的な態度であります。ただ、公共企業体労働委員会の仲裁の制度と、それから人事院勧告とは、法律上の立場が違ふことは御承知の通りであります。それからもう一つは、やはりこれは私の所管でございませんで、どうもそれ以上のお答えは私のいたすべき問題ではないと考えておりますので、ごかん

○国務大臣(石田博英君)　労働三権の制約を受けております労使間の問題の処理として、第三者機関の意見を尊重するといふ一般の方針、これはしばしば申しております通り、私どもの基本的な態度であります。ただ、公共企業体労働委員会の仲裁の制度と、それから人事院勧告とは、法律上の立場が違ふことは御承知の通りであります。それからもう一つは、やはりこれは私の所管でございませんで、どうもそれ以上のお答えは私のいたすべき問題ではないと考えておりますので、ごかん

○田畑金光君　まあ私は所官でないから、その程度でやむを得ぬと言へばそれまででございますが、尊重するといふよりも、できれば労働大臣が仲裁裁定に示されたこれくらい強いやり方、決意といふものを、人事院勧告についても、建前上これらいつぱい実行するのだ、こういうくらいの一決意といふものは内閣全体としてあつてほしいと思ひ、ことに、まあ直接の所管ではなくても、労働大臣からそれを承ればありがたい、こう思うのですが、どうでしょう。

○国務大臣(石田博英君)　現行の最低賃金法は、御承知のごとく、業者間協定だけではないのでありまして、他に三つの方法も規定されております。しかし、実際は業者間協定がほとんど大部分を占めて運用されていふことも事実であります。それで、政府といたしましては、この現行最低賃金法によりまして対象となります労働者数が二百五十万程度になることを一応の目標としてこの普及に努力をいたしております。その目標年度は、三十六年を起点といたしまして三十七年という考えであるのでありますが、現在の進行状態から見ますと、三十七年を待たずしてその目標に達せられるのではないかと考えております。私も、その普及の過程を通じて、問題点を拾ひ上げて改正に着手したいと考えておつたのでございしますが、しかし、ただいま御指摘のように、現実にもう他の客観的情勢といふものが非常に移り変わりつづいてございします。従つて、現行最低賃金法についての検討を始めたといふと

○田畑金光君　時間の関係もありますので、私、今度また先ほどの問題に戻りますが、今、雇用促進事業団法というものが衆議院の方で委員会の審議にのせられていふようでございます。今回の法案を見ますと、局に昇格するわけですが、雇用促進事業団法等の成立を待つて、実際の技能者の養成であるとか、あるいは地域間、職業間の労働力の移動の問題であるとか、就職の援助の問題、こういうことは雇用促進事業団が当たるようになるようございまして、そこで一つこの際お尋ねしておきたいことは、結局、雇用促進事業団が、かりにできるとすれば、福祉事業団の中の仕事をこちらに持つてくるということになるわけですね。そこで、まずお尋ねしたいことは、福祉事業団が発足して何年になるか知りませんが、この間から労災病院で、だいたいあれは何の問題か知りませんが、賃金問題で長いストライキをやつていたわけですね。ようやく中労委の調停があつて知りましたが、中労委が中に入つてあつてよかつて解決したようございします。これはどういふ原因で長期の争議が続いたのか、その原因を御説明願ひたいとともに、これはやはり私の察するところ、福祉事業団の所管してゐる、たとえば総合職業訓練所等におきまして、職員待遇、身分の問題等について非常に低いといふ実態があるのではないかと、こういう感じを持つております。ことに職業訓練所等における指導員の給与の問題は、民間企業におけるそれと比べますと、これは非常に低いように見受けをりつづいて完遂いたしましたためには、ことに訓練所等における指導員に人を得るということが一番大切なことではなからうか、こう考えるわけですね。そういう点から見ますと、総合職業訓練所とか、あるいは一般の職業訓練所等がございしますが、こういうところにおける指導員の待遇、身分等についてはどういふ指導方針をとつておられるのか、これを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君)　昨年行なわれまして勧告につきましても、政府は、これを尊重いたして参りました。従つて、政府として、将来とも人事院の勧告を尊重するといふ態度に変わりがないと思ひます。思ひますと申しますのは、直接私の所管でないからであります。

○田畑金光君　その点はその程度にしまして、そこで、先ほど大臣の、今後のあるべき賃金、特に中小企業における賃金格差解消の問題等についてよく理解できましたが、現在のこの最低賃金法ですね、これは言うまでもなく、業者間協定の最低賃金といふことになつておりますが、そろそろこのようにな経済発展の段階になつて参りますと、また先ほどお話のように、中小企業も系列化されつづける状況でありますし、いろいろな点から、また、さらに中小企業においては、特に新規労働力の雇用すらも困難になつてきつづけるというものを振り返つてみますと、最低賃金法等については、あらためて再検討すべき時期にきていはいはせぬだらうか、もつと客観情勢に即した業者間協定等ではなく、たとえば賃金審議会を中心にして、公正な最低賃金の設定といふことが必要な時期になつてきていふのではないだらうか、こういう感じを持つておられますが、労働大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君)　現行の最低賃金法は、御承知のごとく、業者間協定だけではないのでありまして、他に三つの方法も規定されております。しかし、実際は業者間協定がほとんど大部分を占めて運用されていふことも事実であります。それで、政府といたしましては、この現行最低賃金法によりまして対象となります労働者数が二百五十万程度になることを一応の目標としてこの普及に努力をいたしております。その目標年度は、三十六年を起点といたしまして三十七年という考えであるのでありますが、現在の進行状態から見ますと、三十七年を待たずしてその目標に達せられるのではないかと考えております。私も、その普及の過程を通じて、問題点を拾ひ上げて改正に着手したいと考えておつたのでございしますが、しかし、ただいま御指摘のように、現実にもう他の客観的情勢といふものが非常に移り変わりつづいてございします。従つて、現行最低賃金法についての検討を始めたといふと

○国務大臣(石田博英君)　労働省の監督下にございします福祉事業団の労災病

院の争議が長引きまして、いろいろ御心配をおかけいたしましたことは残念に思っております。その争議の原因等は、これはいろいろあげることができると思いますが、まず第一に、一般的な病院に見られるような、いわゆる勞使關係の複雑さというものがまずあげられると思います。

それから第二点は、これは賃金の問題でございますが、その賃金の問題は、私は、やはり政府関係機関といったしまして、一般の公務員の賃金の上昇率との関連を考えたければならないのでありまして、福祉事業団当局の行ない得る措置にも、当然そういう限界がございます。非常の問題の解決が出来る、片方の方ではそういう事態を認めないというふうに、要求の金額に大きな懸隔があつたことは事実だと思ひます。幸いに解決をいたしましたので、今後とも労使関係の安定に努力をいたしたいと思つております。

それから、今後できます雇用促進事業団、この中における職業訓練、この指導員の待遇の問題でございますが、現在指導員の不足ということが、職業訓練の普及、拡充の大きなガンとなっているのであります。従つて、その待遇等につきましては、極力努力をいたしているのであります。現在、総合職業訓練所の指導員の平均給与ペー
ス
は二万七千四百七十五円でございます。一般から比べまして、他の公務員等から比べまして、決して低くないのでございまして、他の公務員に付せられていない手当といたしまして、実習作業手当約千五百円を付加しておる次第でございます。

○田畑金光君　私は、今、労働大臣の

お答へにありましたように、今後の職業訓練行政をほんとうに身のあるものにするかいなかということは、第一線に働いておるこの訓練指導員等に人を得るかどうかという問題であらうと見ておりますので、この点については、大臣の御答弁だけで私は満足しましたかと引き下がるわけにいきません。これは私たちがいろいろな出先を歩いて、訓練所等におきまして話をしてみたり、いろいろな実態を聞いてみますと、相当問題があるような印象を強く受けたわけです。この点については、さらに一つ福祉事業団、あるいは今度雇用促進事業団ができるでありますようが、そういうところを通じ、万遺憾のないように御努力を願いたい、このことを強く希望申し上げます。

さらにもう一つ、炭鉱離職者については、臨時措置法に基づいて緊急就労対策事業が実施されておるわけです。ところが、一般の失対労働者については、今回月額五十二円の増額がありますけれども、緊急就労の炭鉱の離職者についてはどうなっておるのか、この点。

さらにもう一つ、一般の失対事業に働く諸君は、夏、それから年末、それぞれ期末手当にひとしいものが支給されておりますけれども、緊急就労対策事業に出ておる炭鉱離職者については、このようなものは予算上措置がなされてはいないわけです。去年の年末にこれが問題となつて、労働大臣の方にも全国から訴えがきたはずで、三十八年度予算措置がとつてあるかどうかは私まだ確かめておりませんが、ないはずで、これはいろいろ雇用関係が異なるとか、いろいろな問題があるか

もしねませんよ。しかし、炭鉱離職者のために、特別法まで作りまして特別措置をやっておられるわけですが、現実の面においては、賃金の面において、あるいは期末手当支給の面において、むしろその他と比べて、低いというか、均衡を失しておる状態にあるわけで、この点について労働大臣はどのようなように考え、また、どのように今年に善処されようとする準備であるか、承りたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) 緊急就労は、従来八百五十円でありました予算単価を二百円上げまして、千五十円といたしております。

それが、期未手当の問題でございますが、これは田畑さんご自分でもおっしゃっていましたが、雇用関係が一般の失対と違うのでありまして、請負に出しておるわけでありますから、勞使双方の關係で処理をしていたくのが建前でございます。

○田畑金光君 あと一、二分で終わりますがね、御心配のようだから。

それで、今の点は大臣に特に私は考へていただきたいのは、二百円上がったこともお聞きしておりますが、雇用関係の点から見て、期末とか年末の一時金の支給は困難である、こういうお話でございますが、千五十円の中に期末手当に準ずるものが含まれているか含まれていないかということで、これは含まれておるならば、そういう形で指導なされば、他の一般失対労働者と同じように、炭鉱離職者についても特別の措置が年末あるいは夏にはできるはずです。その点がどうなっておるかということをお考へ願いたいと思うのですね。

それから、最後に質問申し上げたい

のは、非常にけっこうなこととござい
ます。が、技術、技能の国際交流を進め
ていかれる、これは非常にけっこうな
ことです。ところが、けっこうなこと
でございしますが、予算措置は一体ど
うにこれはとつてあるのか、貿易振興
及び経済協力費として、ことしの予算
を見ますと、五十八億余をとっており
ます。その中に技術者等海外進出促進
事業費あるいは海外技術者受入研修事
業費、こういうのがございしますが、こ

は通産省の所管になっておるわけですね。また、技術協力実施委託費、これは外務省の所管になっておりまして、さらに予算書の中には、海外経済協力基金として五十億出ておりますが、これに該当するの、労働省の今後の技術の国際交流は、予算書の面から見るとどれに相当するのか、また、これはどういう構想で今後進めていかれる方針であるのか、これを承けておきたいと思っております。

○説明員(有馬元治君) この国際交流

の問題は、予算として、は各社の流れ計画の中に包含されておるわけでございませう。一番大きな計画が、御承知のように、コロンボ計画でございます。それから、そのほかに中近東計画、あるいは中南米技術協力計画、こういった交流計画の予算の中で技能者の交流を実施していこう、こういう考え方でございます。そのほかに、インドネシアの賠償計画の中でも交流を実施していきたい、かように考えておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 この間、農村から流れ出るといいますか、職業訓練のことにつきまして伺ったのですが、もう少し問題があるように思いますが、御存じ

のように、昨年三十五年度に農家子弟職業訓練所、これは十四カ所である。となつておりまして、ことしまた新しく十八カ所、三十二カ所の農家子弟職業訓練所ができるわけですが、農業基本法との関係で、今後最盛期になりますという、年間に八十万、百万という、若い層でなくて、中年層あたりの人たちが農業から転出しなければならぬといふようなことに相なると思ふのでありますけれども、その場合に、農家のそういう方々の職業訓練は、今作つておられる三十二カ所の農家子弟職業訓練所、この方向でやつていかれるのかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 從來までございます一般職業訓練所、それから総合職業訓練所におきまして、すでに現実に半分ぐらゐは農村の子弟であります。子弟というひとく言葉があれですが、年齢制限をいたしておりませんので、でき得る限り中年層、あるいは相当手先の高、人なりやす、よい

に林道を今午の面へ入る。その入りやすいようにいたしたい。その入りやすいようにいたしますための具体的な方法といたしまして、たとえばクラスを変えますとか、あるいは訓練時間を変えるとかいうようなことも今検討をいたさしておるところであります。

○鶴岡哲夫君 私のお伺っておりますのは、従来農家から出てくるそういう方々に対する訓練というのは、一般職業訓練所、あるいは総合職業訓練所、こういう所で半分くらい、ですから二、三万というのがあったわけです。ですが、昨年から新しく農家子弟職業訓練所というものが設置されておる。ですから、今後出てくる農家の子弟の職

業訓練については、その農家子弟職業訓練所という方向でやっていかれるのか、すなわち、それを拡大していかれるのかというのを伺っておるわけですか。

○国務大臣(石田博英君) それを拡大

していくことを農家子弟の訓練の中心といたしていくつもりであります。ただ、それだからといって、ほかのものにいけないというわけのものでもなく、また、そういう年令や前職等の制限をきびしくつけるという方針ではございません。

○鶴岡哲夫君 この三十二カ所できま

す農家子弟職業訓練所、これは一カ所大体定員が百名ぐらいたと思っております。ですから三十二カ所できまして、三十二カ所を三十二カ所としまして、四千とかいう数字だと思っております。さらに、さらに一般職業訓練所、あるいは総合職業訓練所等において消化するにしまして、その数は限られておるものだというふうに思ふのですが、農業と工業というのは最も離れた職業なわけですから、その農家の人たちが八十万なり百万なりというものが出てくるというふうな場合に、今のようなお話では、これはなかなか出にくいのではないかと、あるいは職業訓練というものは行ないがたいのではないかと、言うならば、ほんとうの臨時工的な存在として流れ込んでくるのではないだろうか。従いまして、私もこの点に非常に心配いたしておる大きな理由があるわけでありまして、今のようなお話では、この三十二カ所の農家子弟職業訓練所は、かりにふやすにしましても、たかが知れている。そうしますと、どういふふうに考えておられ

るのか。私の感じとしては、そういうような農業から出てくる者に対しては、どうも労働者の職業訓練所の中では十分考えていらつしやらないのではないかと懸念をいたしておるものですから、再度重ねて伺います。

○国務大臣(石田博英君) 農家子弟職業訓練所は、主として農村に作ってお

るのであります。しかし、農家の子弟の中の相当大きな部分は、実は事業内の訓練の中へ吸収されていっている分が非常に多いのであります。もちろん全体といたしまして、農家子弟職業訓練所の数、科目、定員というものは非常に不足であります。従つて、これを急速に拡大したいと思つておりますけれども、しかし、平均三千二百人程度ではないだろうかというふうな数字ではございませんので、あとでその点は御説明いたさせます。これはほとんど普及していきたいと思つております。ただ、並行して職業訓練所というもの、また、並行して職業訓練所というものの実態、制度、そういうものの普及が宣伝がまだ必要なのであります。実は、はなはだ申しわけないのでありますが、科目によつては定員に満たない科目もまだございます。そこで、極端な話をいたしますと、職業安定所の失業保険を受け取りに来た人たちに對して勧奨するというようなことまで実はいたしておるのであります。訓練所に入らないと、結局今申しましたような臨時工的な過程のところへ流れていくのであります。そういう関係の需要も案外あるものでありますから、実は、ただ施設を増設したただけでも事が済まない問題であります。同時に、指導員の不足ということも考えなければならぬのであります。

指導員の充足と訓練所の内容、設備、制度等の普及とあわせて、同時に、設備、定員の拡大にも努めていきたい、こう思つておる次第であります。

○説明員(有馬元治君) 私から補足し

て説明申し上げます。公共訓練の一年間の訓練定員は、ことしが約六万人でございます。この四九%が、過去の推計からいいますと、農村の二、三男の子でございまして、約三万の数字が出るわけでございます。が、事業内の訓練も、昨年の実績は約六万人でございますが、ことしはこれが七万人程度に増加いたします。公共訓練より以上に事業内の訓練の方は農家の二、三男の子が学卒者として工場に吸収されておりますので、この事業内の訓練の七万近い総数の半数以上は農家の二、三男というふうに推定されております。そのほかの学卒者は訓練所を経由しなくとも、直接引っぱりだこで就職しております。問題は、残された農村の中年層の対策としての離職者訓練、こういうことが一番問題だと思ひますが、これについては先ほど大臣からお話がありましたように、これから本腰を入れて、いろいろ子供の訓練と違つた点がありますけれども、これらの難問題を解決しながら本腰を入れて取組んで参りたい、かように思つておる次第でございます。

○國田哲夫君 一般職業訓練所、ある

なければならぬ、そういう数字が新しくつけ加わってくるわけですから、それに対して事業所の事業内訓練所とか、あるいは一般職業訓練所というふうなものでは私は解決していかないと、思ふ。なお、今作つておられます農家子弟職業訓練所というのは、わずか三千や四千の人間しか訓練ができないというものであれば、どうも私は大きな政策である農業基本法との関連における職業訓練というものが、どうもオミットされている疑問を持っておるわけですから。たとえば今後十年間に職業訓練を受ける人を十三万五千としたいというわけですが、これでは成り立たぬわけですから、十年後に十三万じやどうにもならないのじゃないか、こう私は思ふわけなんです。ですから、そういう今の農家から政策的に流れてこなければならぬという方々の職業訓練といふものがどうも労働者の職業訓練の中からは抜けているのじゃないかという気がしてしよるが、ないから聞いておるわけですが、今の御答弁の中ではまだ抜けている。伺いたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 農家の農業

人口が二次、三次産業に移つてくる現象は従来からずっとございまして、従つて、そういう現象の中で公共職業訓練、事業内訓練にたいしては申しましたような実数が入つていっておるわけでございます。で、昨年度から特に農村に設けましたのは、つまりその農村で住居移動をしないで、そのままの所で訓練を受けやすいようにという考慮からいたしまして、これは主として、もちろんその主力は従来の農業人口を対象としたしておるわけでありまして、

○鶴岡哲夫君 私は、今の大臣のお

この大問題と取組みたいというお話なんですね、当然私は、提案される場合においても、そういうものを大きな問題としてやっぱり取り出して理由の中に出来るもの、こういう期待をしておつたんですけれども、局の新設については、何らそういうことに触れておられない。これは今後十年にわたって大きな変革ですから、それに對する認識が、どうも私ははなはだ不十分であるし、不可解ですね。

○國務大臣(石田博英君) 職業訓練局は、主として企画立案を行ないますので、實際上の仕事は雇用促進事業団がいたします。従つて、仕事の規模の拡大に伴います人員増は、雇用促進事業団とあわせてお考えをいただきたいと存じます。

それから農村の問題であります、ただいま申しました、昨年からは開始いたしておりますが、それは十分ではございませんが、これは農村に作つて農家の子弟を訓練しようという新しい試みであります。ここに住んでおる人を、その住だ状態で訓練を受けてから二次産業、三次産業に行きやすいように、訓練も同時に受けやすいようにという配慮から新設をいたしました。これはこれから漸次拡大をいたして参ります。しかし、現在まであります職業訓練所、これも今計画的に拡大しつつあるわけでありまして、この約半分はやはり農家から毎年入つてくるわけでありまして、さらに本年は、主として建設業関係の専門訓練のために、千葉及び愛知県に専門訓練所を設置いたしました。この訓練所は、先ほどから申しております通り、一つには指導員の養成と相俟つていかなければならぬ

せん。そこで、指導員は本年から中央職業訓練所におきまして指導員の養成に着手をいたしました。これも順次拡大をしていくつもりであります。それからもう一つは、やはり何と申ししましても普及に努めていかなければなりません。そういう状態とにらみ合わせつてやうていこうというのでありまして、今までなんにもしなかつたものを急速にこれから考えていこうということではございません。

○鶴岡哲夫君 何べんもお話は承るわけでありまして、今やつておられるのは、今の経済情勢の中、あるいは農村の実情の中から自然に流れ出てくる人たちの訓練をやつておられるわけなんです。これから政策として出てくる人たちの訓練をやらなきゃならない、それが七十万、八十万、最盛期になると百万という数字になるといふことは明らかだと思ふんです。それに対する施策というものは全く考えられていないのじゃなからうか。私は、これは当然国の政策としておやりになるんですからして、職業訓練局の中に農村訓練部みたいなものができて、抜本的な政策が行なわれるというやうなことになる。こゝなけりやならぬのじゃないか。私も、この農基法によつてはみ出でくる人口というものが、これは農村、都市にあふれる、それが臨時工的なものとなり、あるいは失業者的なものとなり、低賃金の層を作つていくんじゃないか、厚い層を形成するんじゃないかという心配をしておるわけなんです。今のお話のような訓練のお考え方は、私どもの考えておることがそのままするやうに思ふんです。工業とは最も離れた農業なんです

から、それに対してやっぱり訓練をしなければ、どうしても臨時工にならざるを得ない。しかも、年令の高い層が出てくるということになるわけでありまして、その辺のお考えがはなはだ私には不十分だと、こう思つております。○國務大臣(石田博英君) これは私の直接の所管ではございませんが、私の理解をいたしております農業基本法では、意識的に、計画的に農業人口を排除していくというふうには理解をいたしております。

やはり二次産業、三次産業が有利になり、そこで人を欲するようになるから、自然にそちらへ流れていくものと、いふふうに理解をいたしております。そこで、その流れをいさます数字は、今年に七十万、八十万という御指摘がございましてけれども、私はおおよその計算でありまして、縮減される四十五年度においては、現在千六百万前後の就業人口が千五百五十万程度の就業人口になる。その四百五十万の減は、三百数十万はこれは引退や死亡、そうしてそれ以外に新規学校卒業者の農業参加というものが百数十万というふうに見ますと、純粋に二次産業に移つて参ります数は二百五十万あるは二百二十万、年間によりまして二十二、三万人程度と考へておる次第であります。しかしその年間に見まして二十二、三万、この程度から見まして、現在の職業訓練機構、それは現在の機構では、公共職業訓練所関係で三万数千、それから新たに出て参ります職業専門訓練所その他農村子弟職業訓練所を加へますと、七、八万の訓練がいける現在の状態からいって農村向けに行なわれていく

わけでありまして、しかし、なお十分と存じまするので、その拡大に努めたい。特に当該農村地帯における職業訓練所の拡充には努めて参りたいと思ひます。思ひますが、これはやはり指導員の養成と相俟つていかなければならないと考へておる次第であります。

○鶴岡哲夫君 これは農業基本法の問題になりますけれども、今の農家就業員千六百万、それを十年間に三分の一に減らす、こういうのですから、千百万という数字になるのじゃありませんか。

○國務大臣(石田博英君) 所得倍増計画におきます雇用増進、就業増進の変化では、三十一、三十三を基準年次として、約千六百六十万から七十万の農業就業人口だと記憶しております。それが昭和四十五年には千五百五十万ぐらゐになるものとしたしております。その差は約四百四十万であります。これはこれから先は正確な数字ではございませんが、大ざつぱに申しまして、三百五十万程度は引退あるいは死亡、それから新規に学校卒業者が第一産業に入つて参ります者が百五十万、それを四百五十万から引いて足せば、残る者は二百二十万人、それを十年間においてそれが二次産業、三次産業へ移動していくのが所得倍増計画であります。従つて、年間二十万程度、こう考へるわけであります。

○鶴岡哲夫君 それは、今、労働大臣のおっしゃつたのは経済審議会の中の的場小委員会の答申内容なんです。それじゃないのです、池田総理のおっしゃるのは、大へんな違いです。それは池田総理のおっしゃるのは三分の一にするというのです。農林省はびつ

くりして、これは逆じゃないか、的場小委員会もそれなんです。池田総理のおっしゃるのは三分の一にするというのです。何べんも発表しているわけでありまして、千六百万というものが三分の一になるんです、的場小委員会というの、これはオミットされて、だからそこら辺の理解が非常に私は不十分だと思ふんです。だからおかし

○國務大臣(石田博英君) 総理が演説会その他において、あるいは本院の答弁において、農家の人口縮減といふものについて、今三分の一とおっしゃつたが、正確には記憶をいたしておりました、しかし、閣議において採択をいたしました、そしてそれを基本として諸般の施策を立てておりましたのは、経済審議会が決定をいたしました所得倍増計画でありまして、その所得倍増計画に載つてある数字は、政策の基本としておられます予測数字は、ただいま申し上げたところでありまして、それに従つて、労働省は立案をいたしている次第であります。

○鶴岡哲夫君 池田総理は、最初三割にすると、こゝういふ発表をされた。農林省ではびつくりして、それは逆じゃないか、三割減らすんじゃないかといふのでやりましたところが、あとで直して、三分の一にする、こゝういふ直した。だから、三割三分くらいが残るということになるわけなんです。その後、的場小委員会の問題が非常に出て、さらに一橋大学の大川さんが、そんなものは絶対にできない、農林省が言うやうに、三分の一減らすんだ、こゝういふ新聞に発表までしている。御存じのやう

に、一橋大学の大川さんは、経済企画庁の研究部長ですが、その名前ではなく、大学教授という名前がやかましく論ぜられたことは御存じの通りなんです。その中でも、依然として三分の一にするんだというふうに言っておられるわけですよ。二町五反程度にするんだと言っておられる。ですから、今的小委員会はその話では私は納得できない。なお、それが閣議決定になったとすれば、これは池田総理があれだけ言われたことを変更されたものというふうに私は見なければならぬと思ひます。これは別の問題にいたしてもよろしうございしますが、しかし、問題は、かりに労働大臣がおっしゃるような話であつたとしても、今のような理解では、また、今のような職業訓練の実情では、これは私も心配いたしているような、どうも都市に低賃金の層というものが停滯する、厚い層が停滯する、こういう懸念を非常に濃厚にするわけですよ。当然農業基本法の関連で、職業訓練局というものは、はつきりとした政策を出しておかなければならぬのじゃないだろうか。その点については全く欠けておる。それからこの問題と取組むのだ、やれ指導員の不足がどうというよりな話では、これはどうして私どもの方としては理解ができない。

○国務大臣(石田博英君) 総理の御発言について私が答へる筋ではないと思ひます。ただ私は、閣議において決定をいたしました所得倍増計画に従つて労働省としての訓練計画を立てているのであります。それから、これから研究をするというのを申しているのではありません。現状でなお十分だと思ひますから、さらに拡大について努力をしたいと言っているものであります。従つて、閣議で決定されました所得倍増計画で想定せられます二十万ちよつとこえるくらいに年間の第二次、第三次産業への移動者、これを対象といたしまして農村で訓練を——現在農村向けとして考えられております数字が約七万くらいに年間なるわけでありまして、しかし、そういう情勢で、まだ相当の差がございしますから、これについて拡充の計画はさらに進めて参りたいと思ひます。思ひますが、しかし、それは制度及び設備をいかに拡大をいたしたとしても、指導員や、あるいは制度、内容の普及——現在のところ、科目によつてはまだ定員に満たない科目もございします。このようものの普及に努めていかなければならぬ。そういうものとあわせてやつて参りたいというのを申しているのではありません。これからやろうということに言っているのではありません。

それから、われわれは、やはり都市に低賃金層、臨時工の層が停滯することを非常におそれるのであります。これは臨時工あるいは日雇いその他の制度の問題と関連いたしまして、基準法上の監督を強化して、臨時工、社内工といふもののあり方を変えていこうと思ひておりますが、しかし、そういう過剰労働力が無背景に都市に流れ込むことは、これはわれわれも非常におそれるのであります。訓練所に入つて訓練を受けて定職につけるようにしたいと私も思つております。ただ、二十数万と申ししても、全部が訓練を必要とするというのではなくして、あるいは制度上の訓練を受けないでも雇用の機会が得られる人も相当多いのであります。特に三次産業の面においては、運輸、通信を除いては、特に訓練が必要というわけのものでもないことを御理解いただきます。年間に二十万程度と想定せられます第一次産業から第二次産業、第三次産業へ移る者の訓練計画をいたしまして、七万程度のものを年々予想しておりますことは、そう過小な数字ではないと思つております。

○國務大臣(石田博英君) まことに持つて回つたような苦しい答弁だと思ひます。ですから、やはりこの問題に、先ほど職業訓練部長がお話のように、労働大臣が先ほど言われましたように、本格的にこれから一つ取り組んでもらいたい、こういうふうに思ひます。とうてい私としては今のようなお話では納得できない。今、ですら毎年三十万という数が流れ出している、自然の形で、それは主として学校卒ですが、流れている。それを大体五万くらい、三万くらい訓練しておられるというけれども、これは政策的だと思ひますが、政策的に流れ出る人口というものが二十万という話では、それはどうして農業基本法なんか達成できませんよ。そういうことではまことに微々たるもので、その程度は自然の勢いで流れていきます。そんなもので農業基本法なんというのはいけません。私に言ひます、私はそう思つております。できっこない。私はそう思つておりますが、いづれにしましても、少なくとも、これは工業と最も離れた農家の青年、あるいは中年層という方々が流れてこなければならぬ問題でありますから、もつとこれは本格的に職業訓練局で取り扱われるように、強く一つ要望申し上げておきたいと思ひます。

次に、今度は若干内部に入りまして伺ひますが、時間が過ぎましたので、ね。ちよつと長引いたのですが、とも今のような簡単ないかに。この公共職業訓練所、これは一般職業訓練、それから特殊職業訓練、それと総合職業訓練、これを通じましてみまして、問題が二つあるような気がするわけですよ。私は、ここでは総合職業訓練所、これを例にとつて申し上げますが、先ほど以来、大臣のおっしゃる通りに、指導員が非常に不足している、足りない。今後また拡充されるにしても、一番問題は指導員の不足だということにございします。御存じのように、今日現在におきまして非常に不足している。従つて、職業訓練法施行規則によりまして、指導員一人が十人を受け持つということになつておりますが、三十人受け持つたり、あるいは四十人を受け持つたり、あるいは五十人受け持つたりしている。そういう意味からいいますと、これは非常に不足しておる。今後特に技術者、これが深刻な状況にある中で、いよいよこの職業訓練の指導員の不足というものが大きな問題になつてくるのじゃないかと思ひます。指導員が低いということになるじゃないかと思ひます。先ほど大臣も、指導員の平均賃金といふことが、あるいは総合職業訓練所でもよろしうございします。平均賃金は二万七千円というお話でありましたが、これはどうも私どもいろいろ検討いたしております数字からいいますと、納得いかない。一般に賃金の水準を言う場合には、本俸と家族手当、暫定手当、この三つを含めて、それが二万七千円であるとおっしゃるのですか、とうてい理解できないですね。

○国務大臣(石田博英君) 昨年のペー・ス・アップの分を加え、しかも、本年から新しく追加いたしました実習手当を加えて二万七千四百七十五円に相なります。

○國務大臣(石田博英君) 実習作業手当を加えて平均賃金とされると困ります。公務員との比較その他から見まして、私は困ると思ひます。ですから、やはり本俸、それから家族手当、それに暫定手当を加えた数字でお話をいただかないと困る。なお、超過勤務手当なんかも、公務員に比しますと非常に少ないですね。これは公務員と比べて、はなはだしく低い、お話にならない低さであります。これでは一体指導員といふのはどういふ職にふりに見られてゐるのか。私は、指導員といふのは、もつと職種としてはっきり確立をしなければならぬのじゃないかと思ひますが、どうも労働関係の事務職員と同じような職種に見ておられるのじゃないか。これはやはり指導といふのは御存じの通りです。御存じの通りの職務を持つておるわけですよ。非常に大きな任務を持つておるわけですから、従つて、私は、労働関係の事務職員と同じような職務の扱い方では、これはどう言つたて賃金問題は解決しない、こういうふうに思つておりますが、そこら辺につきまして考え方をちよつと何つておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 実習作業手

○鶴岡哲夫君　今所外訓練の場合と
かいうお話がありまして、また、労働大
臣は、その実習訓練手当を出すという
お話であります。そういう問題で相
当の過勤務をしているんじゃないで

○鶴岡哲夫君　事業団たくさんござい
ますし、公団たくさんございですが、今
の通念としまして、公務員より二割
程度高いのが常識になっておるわけ
ですね、公団、事業団とかの給与は。そ

實際も、訓練費に行き詰まるので、実習収益に入らざるを得ないという、非常に片寄った訓練計画が行なわれる。私は、職業訓練所の一番大きな問題は、訓練費を何ら支給していないと

をみているようであります。しかしながら、一年以上の訓練期間になりますと、半年間の基礎実習課程を終わりますして応用実習の段階になりますので、できるだけ実習をやりながら収益も上

のがありますね。これが実は訓練費がないので、従って、教材費を提供するということで訓練所に金を貸しつけているのです。それをどうしても訓練所は返さなければいかぬ、あるいは指導

員は、あるいは訓練生は返さなければならぬ、利子も払わなければいかぬ、あるいは振興会の運営費、あるいは人件費も払わなければいかぬ、だから元金にプラス四〇％利子等を含めて返さなければならぬ、こういうことが行なわれている。しかも、これは振興会の金貸しは訓練所をその支所にしていて、これは訓練生というものをどう考えているのか。これは一種の搾取機関です、ただ働きの訓練生を利用した。こういう弊害が出てくるのじゃないかというふうに私は思うのです。従つて、この財団法人職業訓練振興会がそういう金を貸しつけて、そうして四割の利子を取ってやらしている。これは無理ですよ、こういうことでは承りたいと思います。

○説明員(有馬元治君) 職業訓練振興会は昨年から発足いたしました。訓練生の福利厚生と、それから今御指摘ありました実習材料の購入、製品の販売、こういった訓練事業に付帯するような事業を一手に運営いたしました。合理化、効率化をはかり、その半面、訓練所の負担を軽くして、所長以下の職員が本来の訓練に専従できるようにしよう、こういうねらいで発足しているのです。御指摘のような資材の購入もありません、それから製品の販売という点につきましては、いろいろと欠点もございますので、本年度からは、その面の事業は、原則として振興会がタッチしないようにして、従来通りの運営に戻して、若干中央統制で一応した方が全国的に非常に安く購入できるというふうな資材がございます。したら、まあ一括購入あつてせんをするという例外的な任務を担当するといふ

程度にいたしまして、主としては訓練生の福利厚生という本来の目的に従つて事業を運営させるように改めさせましたので、御指摘のような御心配は今後なくなると思います。

○鶴岡哲夫君 まだこの問題についてお伺いしたい点もありますけれども、だいたい時間もたちましたようですから、恐縮でございますから、この辺で終わりたいと思います。

○大和与一君 簡単に二、三お尋ねします。一つは、今度の国会でたくさん法案が出ておりますが、所得倍増に伴うというきまり文句がたくさん法案にある。私は大臣にお尋ねいたしますが、この倍増計画というものは十年で倍になるというのだけれども、それを総理に予算委員会ですぐに聞いても、それはまあだんだんと、はっきりは言えない、そうなると思う、そうせないうちならぬ、そういうことを言つて、もう一つは、一年、二年、三年目の具体的計画を出さない、こう言つても返事がなかったわけですが、現在内閣では、倍増計画というものは一年ごとの写真真ができていくかどうか。それはいつ公表することができるといふのが第一点です。

○大和与一君 第二の点は、経済が順調の場合に所得倍増があるだろうというのですが、今後資本主義経済の中で不況がくる。先ほど鶴岡委員から、訓練に対する見直し、計画性、具体性が甘いじゃないか、不十分じゃないかというところが非常に強く指摘をされたのですけれども、私はもっと深く言つて、これは必ず失業が起ると思つて、これは必ず失業が起ると思つて、そうすると、今ここで考えておられる、政府がめんどうをみておられる、労働者というのは、これはまだいい方で、相当これはめんどうをみて、技術を持つわけですから、そういう人はやはり優位に立つわけですから、力があるわけですから、ところが、全体から考えて、そのほかの労働者は、ずいぶんとして、寄せられて失業者がうんと出てくる。その場合に、これはどうしてかといふか、こういうことになってくると思ふのです。そこで、大臣がさつき最低賃金のことをちよつと触れたのです。が、きよりの問題として二百三十円ないし二百六十円と言われたことは、今の時点で最低賃金法に対する一つの基礎的な数字であるのかないのか。最低賃金法というのは、それじゃ一具体として本国会なり次の国会なりに出そう

としておられるのか。ぜひこれは社会党の案も十分一緒に検討されて、りっぱなものを作つてもらいたいと思ふのです。しかし、これは最低賃金だけじゃだめなのであつて、そういうふうな非常に不況がきた場合に、失業保険の問題なんか起つてくる。現在の失業保険の手当じゃ、これは問題にならぬ。そうすると、そういうときに、一、二今政府が考へておる政府案に近い農業基本法が通るとすれば、これはもう今からその若い衆を農村に帰すわけにはいかぬ、こうなります。そうすると一体どうするのだ。そのときに私は、やはり政府としての施策は今から十分考へておかないと——これは決して夢ではないのです。経済不況というものは、国際的な経済に関連があるから、あるいは来年くるか、二、三年うちにくるかも知れぬ。そういうときの政府としての、あるいは大臣としての、具体的にはどういふときに国民の一人としての労働者が失業している場合に、やはり国全体の中で何とかして生きていく、そういう新しい転機を見出す、こういう具体的な指針なり施策なりはやはりお持ちになつていく必要があると思ふのです。それはこまかいことは別として、大綱について大臣の回答をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 最低賃金法の問題であります。二百三十円ないし二百六十円という数字は、現在各地で決定をされておる最低賃金の一番大きな割合を占める現実的な数字であります。基本的にはそれを基準として普及するか普及しないかといふ意味のことを申し上げたではありません。

それから、現行最低賃金法の検討であります。先ほど田畑委員にお答えをいたしました通りに、私もこれはこれから三カ年に二百五十万に普及するといふことを一面の目標としつつ、その中で問題点を拾ひ上げていきたいと考えておりました。しかし、現在の状態では、その二百五十万に三カ年かからないと考えられるようになって参りました。それから、客観的な諸情勢の著しい変化がありましたことから、法の運営を行なつていく間に問題点も新しくいろいろ出て参りました。従つて、そういう問題も拾ひ上げて検討せしめておるところであります。その検討の過程におきましては、もちろん社会党案も参考に利用させていただきます。

それから、経済の見通しの問題であります。これは見通しの問題でございます。私は、昭和の初期に見られたような大きな景気変動というもの、これは見通しの問題であります。これは見通しの問題であります。その理由は、欧米諸国におきましては、漸次中産階級が中核を占めるようになりまして、わが国においても次第にそういう傾向が強くなつてくる。そうしますと、購買力というものが大きく変動する、一小部分の人に偏在しておることになつてくる。いわゆる大衆購買力が一定の安定を保ち出す。従つて、私は景気変動がないと考えておる次第であります。これは議論にわたります。ただ、経済政策の進展、技術の革新、あるいは産業構造の変化といふものに従ひまして雇用の変動が生じてくることを考えなければなりません。そ

これから一時的離職者、失業者といふものが発生してくることは当然考へておかなければならぬ問題でありまして、その雇用の変動を摩擦ならしめるといふことが労働政策の一つの大きな基本であります。それには現行失業保険制度といふものの検討も命じております。また、同時に、そういうことによつて失業の多発地帯に対する集約的な特定政策の実施も政府としては検討をいたしておることであります。あるいは職業訓練の普及によりまして、技術を多く持たせるといふことも必要であります。これら、さらに労働力の移動を容易ならしめ、流動性を容易ならしめる政策を講じたい。これは雇用促進事業団を中心によつて参る所存でございます。

○大和与一君　もう一つ。職種別に仕事の内容を検討しておられるというお話でありましたが、これは大臣が前の内閣のときからおっしゃっていることで、これはいつ結論が出るのか、出た場合に、労働省だけの案じゃ、なかなか所管者は問題があると思ふのです。現在も横の連絡をとりながら結論を急いでおるの、もしその結論が出たら、これはもう私も、給与に対して相当重要な要素になると思ふのです。その点はどうか、この点をお尋ねしたい。

○国務大臣(石田博英君)　これは問題は二つ、どちらの意味か知りませんが、二つ答へさせていただきますと思ひます。

一つは、中高年令層の適職の調査、これはもうすでに完了いたしております。そして約百二十種類あげまして、これは日経連を通じて、経営者団体にもこれは伝えておりますし、先般、政府関係機関の責任者を私が招致いたしまして、そしてこれらの職に要望いたしました。そして協力をお願いして中中高年令層を採用するように要望いたしました。ただ、本年度の採用はすでに終わっておりますので、明年度からの実施になると思ひます。それからもう一つの意味の職種別の賃金の問題、これは私は前におりましたときから、ぜひこの賃金の正確な統計調査、こういうことの結論を出したい、これは念願をいたしておりました。昭和三十三年から予算措置を講じて今日に至っております。まだ結論を得ておりませんが、各省間の連絡調整をいたしておるのであります。それ以前に、とにかく統計的資料の収集といふものが必要である、それを今やっております。また結論をとめて。

○委員長(吉江勝保君)　ちよつと速記を中止。

○委員長(吉江勝保君)　速記をつけ

他に御発言なければ、質疑は終局したものと認めて御異議ないですか。

○委員(吉江勝保君)　御異議ないと思ひます。

それでは、これより討論に入ります。村山君から、委員長の手元に修正案が提出されております。本修正の御意見は討論中にお述べを願ひます。

なお、御意見のおありの方は、原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○村山道雄君　私は、自由民主党を代表いたしましたして、ただいま議題になつております労働省設置法の一部を改正する法律案に対して、修正の動議を提出いたします。

労働省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働省設置法の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。附則中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

次に、その理由を申し上げます。この法律案の附則では、「この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する」とありますが、四月一日はすでに経過してしまひましたので、「この法律は、公布の日から施行する」というように修正する必要があると思ひます。よつて、ここに修正案を提出する次第でございます。

以上の修正部分を除く原案に賛成をいたしまして、私の討論を終わります。

○委員長(吉江勝保君)　他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(吉江勝保君)　御異議ないと思ひます。

それでは、これより労働省設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました村山君提出の修正案の問題に供します。村山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(吉江勝保君)　全会一致でございます。よつて村山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(吉江勝保君)　全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて修正すべきものと議決せられました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(吉江勝保君)　御異議ないと思ひます。さう決定いたしました。

午後一時三十分再開することと午後零時四十七分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(吉江勝保君)　これより内閣委員会を開会いたします。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、池田内閣総理大臣、西村防衛庁長官、林法制局長官、丸山調達庁長官、加藤官房長、海原防衛局長、小幡教育局長、小野人事局長、木村経理局長、塚本装備局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤道雄君　私は、防衛の大綱について二、三総理にお伺いしたいと思ひますが、与えられた時間がきわめて短

いので、簡にして要を得た御答弁をいただきたいと思います。

ここに例外がございますが、韓国のクーデターについて、この問題に關連して、まずお伺いしておきたいと思ひます。

フランスのアルジェリアのクーデターといい、この今朝の韓国のクーデターといい、われわれは、対岸の火災視できないような様相が日本にもあるのではないかと、こういうふうにか考へられるわけですか。たとえば、御承知のように、統幕を強化して、文官優位の原則を侵害するような措置をとらうとされておるといふこと、あるいはまた、師団改編によつて間接侵略に備えようとするような措置をとつておられること、こういう一連の傾向が今後さらに強化されますような場合には、日本においてもこういうようなことが、いわゆるクーデターは起こり得ない、絶対に起こり得ないといふことは、どなたも保証できないと思ひます。そこで、この点についての総理の所信のほどをまず承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君)　私は、クーデターのような非常手段は絶対に防止しなければなりません。そういう考え方で、民生の安定と、国民の福祉上昇に全力を尽くしておるのであります。わが国におきましては、こういうことが起こるとは、手頭私には考へていないのであります。しつこくして、御質問の、防衛庁設置法の改正等につきましては、文民優先の原則は、はつきり私は守つていっていると考へておるのであります。また、師団の十三個師団編成がえは、わが国の地形、また、現状か

ら申しまして、その方が効果的である、こういう考えのもとに御審議を願っておる次第でございます。

○伊藤道雄 文民優位の原則はあくまでも保持していきたいと、こういう意味の御答弁でございますが、それではお伺いいたしますが、憲法第六十六條の「文民」の解釈によりますならば、政府は、自衛官をもこれに含まれておるわけですか。言いかえれば、自衛官は武官ではなく、文官だとしておられるのです。これは憲法第九條で、自衛隊は軍隊でない、こういうことしか言い得ないことから出ている言葉だと思ひますが、そこで、武官のいない防衛庁において、文官優位ということ

は全く意味がないではないかと言わざるを得ないわけですか。軍隊による政治優先ということは認められますけれども、実際の自衛官の力をどうして今後抑制していくか、こういう問題が残るわけですか。この点についての所信を明確にしておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、文官優先と言つたのは、政治が先である。私は、良識的に民主的に自衛隊を運営する場合におきましては、政治、そして文民がこれを主として取り扱うべきである、こういう考えでおります。憲法の改正につきましては、法制局長官からお答えいたします。

○政府委員(林修三君) 現在の自衛官が、憲法第六十六條でございますが、にいう、いわゆる「文民」にあらずるものとは従来解釈しておらないわけでありまして、これは自衛隊法ができましたときからそういう解釈でやっております。で、やはり今の自衛隊というのは、昔の軍隊とはやはり組織も違いま

す。機能も若干違つたわけでございます。そういう意味において、そうでないというふうに考えておるわけでございます。で、また自衛官の地位から申しましても、昔の軍人の終身官といったものとまた違つたわけでございます。普通の公務員と同じような地位を持っております。そういう意味においては、まあ、あそこを文民でないものとは考えておらないわけでございます。

○伊藤道雄 まだこの点については納得したわけではございませんが、時間がございますので、他日またこの点について十分追及することとして、次に進みたいと思ひます。

次に、第二次防衛計画について、要点だけお伺いしておきますが、新聞報道によりますと、五月二日に国防会議の議員懇談会が開かれました。防衛庁のこの案に対する原案についての検討がなされ、その大綱が発表されたわけですが、一方、私が当内閣委員会において、去る二月に、この防衛計画の進捗状況について伺いましたところ、西村長官からこういう御答弁があったわけですか。五月末、おそくも総理が渡米される前には決定を見たい、そういう御答弁があったわけですか。こういう御答弁と、この状況から推して、この国会の会期中に、会期中にです、この第二次防衛計画が決定せられるものと私どもは信じておるわけですが、この点

間違ひないかどうか。せっかく国民の総意を代表して、私も国会の場で審議をやつておるこの国会で、この防衛の重要な大綱についての審議がなされ、そしてこれが最終的に国防会議で決定せられる、こういうことではな

ければならないと思つたわけですか。ところが、ややもすると、従来の例によりまして、なかなかもつて、国会閉会直後にこういうような重要案件が決定せられておる苦い経験をわれわれは持つておるわけですか。そこで、この点について明確な態度を一つ承つておきたいわけですか。この国会中に、ぜひこういう防衛の大綱というべき重要な重要案件については、国民の目の前でぜひ結論を出し、そして国民の前で一堂々と決定していただきたい。国会が終了した直後に、これを国民の目をおおつてこれを決定するがときこそこの態度に出ないよう、この点きわめて大事であるので、この際一つそういう点を確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 第二次防衛計画につきましては、防衛庁におきまして鋭意検討を加えておると聞いております。防衛庁の結論がいつ出るか、まだ私は聞いておりません。しかし、防衛庁の結論が出ましたら、これは国防会議にかけなすやうな問題でございます。私は、その運びがどういふやうになっているかは、まず防衛庁におきましての進捗ぶりを聞くよりほかにないと思ひますが、まだ聞いておりません。お話しのとおり、第二次防衛計画というものは、これは大事なものでございまして、私は、やみからやみと

いふふうな考え方は毛頭持つておりません。十分審議をいたしまして、そして適当な機会に国会にも報告いたしまして、また、それによりまして予算審議も願わなければならぬわけでありまして、十分検討を加えて決定すべきものと考えております。

○伊藤道雄 私がお伺いをしたい要

点は、今せっかく国会開会中であるから、防衛上の大綱といふべきこの重要な案件については、ぜひ国会開会中に結論を出すべきである、こういうことについての総理の所信を伺つておるわけですか。従つて、この国会開会中にぜひ結論を得たいとか、あるいはそれはできないとか、その点の御答弁が抜け

ておるようですか。

○国務大臣(池田勇人君) 第二次防衛計画は三十七年度からと心得ております。従いまして、この国会開会中に結論が出るかどうかは、私は今申し上げかねるのでございます。

○伊藤道雄 先ほどから申し上げておるやうに、この第二次防衛計画は多年にわたる防衛上の重要大綱であるから、私もその総意を代表して審議検討してこの国会の場で、開会中にやつてもらいたい、こういうことを要望しておるわけですか。従つて、総理は、この線を十二分に体して一つやつてもらいたい。これ以上時間をかけられませんか。次に入りますが、一つその点は十分頭を置いていただきたいということを重ねて要望申し上げておきます。

次に、十三個師団の改編に関連してお伺いしておきますが、去る一月に、国防会議において第二次防衛計画はまだ決定をみていない。今もお話が出たやうに、いまだ決定をみていない。この決定をみていないにもかかわらず、この師団改編のみが特にそれから抽出されて決定をみておる。その理由が、政府は、本年度の整備は単年度計画に基づくものであつて、第二

次計画ではない。ただし、この単年度計画は第二次防衛計画の基礎となつて、基盤となつて引き継がれていく、こういう意味のことを防衛庁では強調されておるわけですか。明らかにこの師団改編は第二次計画の根幹そのものであると私どもは見えておるわけですか。この防衛二法案で師団改編を大きく打ち出したならば、しかも、本年度はわずかに一億八千五百万、このわずかな予算しか組んでおられない。これは新しい司令部設置のために必要な費用の見込みだけであつて、昭和三十六年度、三十七年度、両年度で師団を改編する、

こう言つておきながら、師団改編の根本であるいわゆる火力装備については、四十二年以後になるという意味の衆議院の答弁があつたわけですか。これはまことに不可解であつて、第二次防衛計画は済んだとしても、まだ師団改編の問題は残つておる、こういう点から見て、政府の掲げておる目的以外に、意図するところは必ずあるのではなからうか。また、そういう点がうかがわれるわけですか。これを具体的に申し上げますと、昨年の安保条約問題で、旧安保にあつたいわゆる治安条項は削除されておるわけですか。こういう点、それから安保条約反対の国民の声におびえて、間接侵略に対するいわゆる国内の治安警備、こういう点の強化にその意図があるのではなからうか、

こういうふうに当然考えられるわけですか。この点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 今回の師団改編は、兵力量の増加とか、あるいは装備、戦数をふやすものではない、単に用兵上の目的から、また、日本の地

点、それから安保条約反対の国民の声におびえて、間接侵略に対するいわゆる国内の治安警備、こういう点の強化にその意図があるのではなからうか、

○国務大臣(池田勇人君) 今回の師団改編は、兵力量の増加とか、あるいは装備、戦数をふやすものではない、単に用兵上の目的から、また、日本の地

点、それから安保条約反対の国民の声におびえて、間接侵略に対するいわゆる国内の治安警備、こういう点の強化にその意図があるのではなからうか、

形等の關係を考へまして、既定の人員でいかに効果的にするかということが目的であるのでございませう。そうして、これは第二次防衛計画とは關係ございませう。先ほど申し上げましたような趣旨によりまして、なるべく早く効果的に効率の上で方法に変へたまででございます。

○伊藤道雄君 今おっしゃっただけではどうしても納得できませんけれども、時間がございせんから、さらに次回に追及することにして、次に、核兵器についてお伺いしておきたいと思ひます。

今回の衆議院の内閣委員会におきまする答弁を調べますと、核武装についてあなたのお答えが出てゐるわけですが、これを見ますと、自衛の範囲内ならば、自衛力に必要な程度の核武装を憲法は積極的に禁止してゐるわけでない、こういう旨の御答弁があつたわけですが、この憲法上自衛に必要な程度の核武装とは、おそらく小型核兵器をさしてゐるのではなからうかと一応私思ふわけですが、この点まず確めておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 憲法上、自衛ということが認められてゐる場合におきまして、ごく純理論的に考へました場合に、ほんとうに自衛のための核兵器は憲法上持てるか持てないかという理論の討論になりますと、私は、持てないということはない、こういう結論が出ると思ひます。しかし、われわれは政治的に考へまして、核兵器は持たない、こう申しておるのであります。理由はこういう理由も成り立つ。しかし、實際問題としては持たない、こう申しておるのであります。

○伊藤道雄君 私が伺つてゐる点は、自衛上この程度の核兵器なら持てる、この自衛上持てるその程度というものは、一体小型核兵器をさしてゐるのではないのですかと、こう伺つてゐるのです。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、小型にもいろいろなものがあるまいしょうが、理論だけの問題で、實際問題としては持ちませんと、こう言つてゐる。従ひまして、政治的には、それがどの程度のものであらうとも、問題にならなかつておられます。

○伊藤道雄君 私が伺つてゐるのは、今まで前の岸総理はこういう表現であつたわけですが、小型核兵器は、自衛上使ふのなら憲法違反にならない。ただし、私は政策上使ふまい、こういう意味に言つておつたわけですが、この小型核兵器についてのお答えとして、そこで私が伺ひたいのは、岸総理は小型核兵器という表現でなさつてゐるわけですが、あなたは、自衛のためならこの程度は憲法上認められる、この程度のか、たとえば小型核兵器をさしてゐるのではないのですかと、こう伺つてゐるわけですが。

○國務大臣(池田勇人君) それが自衛の範囲内ということが前提でございませう。そうなりますと、それが小型とかどうかという問題ではありませう。憲法上は、理論的には自衛のためならば核兵器が持てないという結論は出し得られない。しかし、政治的にはこれは持たない、こう言つておるので、岸さんと大体私は同じ考えであると思つておられます。

○伊藤道雄君 それでは岸さんと大体同じなら、先ほど岸さんの言つたような、小型核兵器については、自衛のためなら憲法上違反でない、しかし、政策上持たない。従つて、岸さんは、その範囲の核兵器というものは小型核兵器をさしてゐるのかないのか、イエスカノーかでいい。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、理論的には小型とかあれとかという問題ではないと思ひます。それは具体的な問題として小型という問題になるかも知れませんが、理論的には、自衛のためなら自衛に限られておられます。これが憲法上の問題だと思ひます。

○伊藤道雄君 それではさらに伺ひたいのですが、その範囲はどれをさしてゐるか、またはつきりいたしませんか、いづれにしても、普通の核兵器でなくして、小型になつてくるとは理論上当然言へると思ひます。ところが、御承知のように、この核についてよく検討いたしました。特に、また防衛庁の出しでおる一九六〇年の防衛年鑑に、専門家が、いわゆる防衛庁の研究所の高杉一等陸佐がこういう点を指摘されておるわけですが。小型核兵器は、発熱量あるいは爆圧については相当低下するけれども、放射線効力についてはあまり低下しないという点を強調しておられるわけですが。そうだとすると、あなたが今繰り返して言われた、いわゆる自衛のために核兵器を使つたという前提に立てば、まず甚大なる被害を受けるのは日本国民、日本人自体であるわけですが。たとへば自衛のために使つても、たとい小規模にしても、放射線効力についてはあまり変わらぬということとを専門家が指摘されておるわけですが。

から、こういう論理を進めていくと、たとい自衛のためにこれを使つたとしたとしても、甚大なる被害を受けるのはまず日本人それ自体であらう、しかも、国土狭小で、人口非常に稠密の日本のような場合には、たとい小型といへども、総理の言われる自衛のための程度の小型の核兵器といへども、事、放射線効力に關する限りは、非常な威力を発揮するわけですが。これは、このような国民に甚大な悪影響のあるやうなやうなおそれるべき兵器を憲法上は認められる、こういう点について重ねて総理のお考えをお伺ひしておきたい。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、憲法論として言つておるのでございませう。そういうふうな被害が考へられるから、政策的に、政治的に持たない、こう言つておるのであります。憲法論につきましては、關係當局から、具体的な問題につきましてはお答えさしていただきます。

○伊藤道雄君 憲法上これは違反であるから持たないというならばつきり話がよくわかりますけれども、政策上持たないということになれば、内閣がかわれば政策が変わるでせう。あなたも永久に総理大臣になつてゐるわけではない、従つて、次の内閣がかわつて、この現在の政策に、さらに一歩加へたらどういふことになりませう。政策は、内閣がかわるごとに、あるいは変わらぬ場合もあるでせうが、変わる場合もあり得るわけですが。こういう点を国民は非常に憂慮しておるわけですが。政策が変われば、ただ憲法上違反でないけれども、政策上は持たない、その政策を生み出す内閣がかわる

たびに変わるわけですが。また、変わりが得る公算があるわけですが。そういう不安な政策によつてどんどん変へられていく。現に岸さんの表現とあなたの表現では、もう変わつておる。それではついでにから申し上げませうけれども、自民党首脳の方々の、この防衛に対する構想についても、ずいぶん食い違ひがある。たとえば河野一郎さんは、自衛隊は必要ない、アクセサリーの程度で十分だ、そういう表現を使つておられるわけですが。あるいは、また、石井光次郎さんや大野伴睦さんは、核兵器は所有すべし、所有論。それから岸さんについては先ほど言つたやう、そうしてあなたはこういう表現をも言つておる、日本の防衛費はアメリカの百分の一、英國の百分の一、そして日本のいわゆる国民総所得の二%、これは問題だ、だからアメリカから供与を受けたらいいじゃないか、こういう意味のことを前におっしゃつておられますが、こういうふうにして、内閣がかわるごとに総理のお考えも変わりますし、同じ自民党内閣といつても、自民党の首脳の方々の間でも、この防衛の大綱に対するお考えはこんなに食い違つておる。これはむしろ自民党の総裁としては責任があると思ひます。こういう問題ともからめて、あなたはどうか責任を感じておられるか、非常に不統一、食い違ひが多いと私も見ておるわけですが。この点に対してどういふお考えを持っておられるか。

○委員長(吉江勝保君) 伊藤君、大体持ち時間がきております。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、自民党の総裁として、内閣総理をいたしま

た

して、はつきり申し上げているのであります。内閣の考え方、自由民主党の考え方は、私が今申し上げた通りでございます。

○伊藤道雄君 それでは、時間がないからこれでやめておきますが、以上いろいろ伺ったわけですから、一つ一ついずれも納得いかないわけですから、ここで要望を含めてお願いしておきますが、きょうの点も、わずかに一時間というふうなことで防衛の審議を始めるということについては、私も一同、非常に憤慨しておるわけですから、最初と最後には、どうしても総理に求めていたというところでもございましたけれども、きょうは大体自民党の理事の要求で、最初は二時間というところを、あなたの方都合で一時間にしたいから、この代替は近いうちに必ずとっていただきたい。総理自体も進んでこれにでていただいて、審議の過程においては、ほとんど進んで出席してもらいたいというところを最後につけ加えて私の質問を終わります。

○山本伊三郎君 それでは、防衛二法案の審議に入ります前に、池田総理に一つ確認をする意味において答弁を求めたい。

それは一九五二年の三月六日に、当時の吉田総理大臣が、当参議院の予算委員会、自衛隊の憲法解釈でこういふ答弁をされておる。自衛隊力は違憲にあらず、これは代表的な吉田総理大臣の国会における自衛隊の憲法解釈。長官が言っておりますが、長官は省きます。次に、一九五五年の一月二十二日に、鳩山総理大臣、当時総理大臣は、衆議院本会議においてこういふ代表的答弁をされておる。自衛隊のためな

ら軍隊を置いては違憲ではない、こういふ答弁をされておる。これまでの大体表現を見ると、憲法第九条の解釈を、きわめて消極的に遠慮がちに言っておられる。次に、この前の総理大臣であつた岸さんが、一九五七年の五月七日に、参議院の当内閣委員会、こういふことを言っておられる。自衛の範囲内で核兵器の保有もよし。こういふことで年月がたち、自民党内閣がかかるごとに、いわゆる消極的な答弁から積極的なもの、もうすでに岸さんに至つては、憲法論議は別問題であるという解釈をしておられるのであります。

そこで、私は確認だけしておきます。追及はいたしません、池田総理は、現在憲法解釈上、自衛隊をどういふ考え方でおられるか。歴代内閣はこういふ憲法上の位置づけをされるのか、それをちょっと聞いておきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 自衛隊のために必要なものならば、憲法第九条におきまして禁止しているものではない。従いまして、言いかえますならば、自衛のためならば差しつかえない、こういふことでござります。

○山本伊三郎君 そうすると、今までの歴代総理大臣の、いわゆる鳩山さんの言われた考え方とよく似ておるのですが、それで、その解釈についていいですね。

○国務大臣(池田勇人君) だれと似ているかどうかは、私ははっきり確かめておりませんが、私の考え方は先ほど申し上げた通りでござります。

○山本伊三郎君 それはそれで確認しておきます。

そこで、私は、今までのようなそう

いう憲法論議でなくして、実は自衛隊の統率指揮関係から一つ伺いたい。御存じだと思いますが、旧憲法では第一条で「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と憲法上はつきり規定されておりました。第十二条では「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」といふことで、はつきりと憲法上いわれる軍の指揮系統、そういうものは確立しておるのです。しかし、現在の憲法では、先ほどから私が言ったように、きわめてわれわれ社会党は、憲法上違憲だと言つておるのですが、今、池田総理が言われたように、解釈上違憲でないという解釈だと言われる、解釈上の問題だけなんです。そうすれば、現在の指揮系統というのは、防衛庁設置法と自衛隊法とのみによつてこれが規定されておる。防衛庁設置法の第十二条ですか、自衛隊法の方には、第七條にそのういふ文言があるのですが、それで私は聞きたい、これも確認する上のことですが、日本の自衛隊の指揮統帥系統は憲法には言つておられない、法律以外にないのですが、憲法にあるのかないのか、その点だけ先に一つ。

○政府委員(林修三君) これは旧憲法時代は、陸海軍のことに関して、今おっしゃつたように、いろいろの規定があつたわけでありまして、現行憲法において、自衛隊は第九條に違反するものではない、政府の解釈はそう考へております。この自衛隊の指揮権といふのは、結局いわれる行政、立法、司法といふ国家の作用のどこに属するかと言へば、もちろんこれは行政作用と考へます。行政作用でありまして、現在の憲法では、行政権は内閣に属するといふことになっております。従つ

て、いわゆる行政権の根源は内閣にあるわけでありまして。その内閣が具体的なそれぞれのいろいろな行政権を、たとえば、あるいは総理大臣の権限と、あるいは各省大臣の権限とすること、あるいは立法にまかされておること、あるいは防衛庁設置法を今御指摘になつたが、結局、指揮権は、自衛隊法の第七條で、内閣を代表する総理大臣が最高指揮権を持つ、かような考へ方で立法されております。これは行政権は内閣に属するといふ憲法の建前から出ておる、かように考へます。

○山本伊三郎君 今、法制局長官が言われましたが、それは自衛隊を作つた後において行政権として解釈されておる。先ほど伊藤委員が述べられましたように、韓国のクワデターの問題なんかあるのですが、現実の問題として、今の自衛隊、いわゆる軍隊でないというが、これは軍隊と呼んではいけない、これは軍隊と認めざるを得ない、私は危険とはいへませんが、武器を持つておる、これが一つ間違えはどうかということになるかといふことをはつきり皆さん方は認識されておると思ふ。これは一般行政権の中に考へておるのだからといふことで国会答弁では終わると思ふのです。しかし、今後この指揮系統といふのは、きわめて僕にはあいまいになつてくる、その点について私は追及しておる。そこで、私は聞きたいけれども、法制局長官が助けられるのはいいのですが、現在の各国の憲法の中において、そういう軍の編成なり指揮系統をうたつておらない国の憲法はあるのかどうか、参考までにちょっと教えていただきたい。

○政府委員(林修三君) 大体の国の憲法は、軍隊につきましては、今の最高指揮権、あるいはその指揮権をだれが持つかといふことを書いておるものが普通かと思ひます。こまかい問題、編成等について書いてあるのはあまりございませぬが、その指揮権といふものについては、あるいは統率者といふものを、たとえば君主にするか大統領にするか、そういうところを書いておる例が大体普通の例だと思ひます。

○山本伊三郎君 その通りだと思ふのですが、私は、きょうは時間がないので、この点も少し掘り下げて総理にも追及したいのですが、これは皆さん方きわめて簡単に、このままでもいいのだと言つておられますが、問題が起つたときに收拾のつかないようになりまして、一般行政権と同じような考へ方で自衛隊を指揮系統においてやれると思つたら大間違いになります。この二法案の改正の中に、統合幕僚會議の権限をふやそうとしておられますが、やはりそういうものは一面に出てくる、将来、そういう点から私は注意を喚起しておきます。

そこで、私は、もう一つの問題に移ります。

富士演習の問題の關係でござりまするが、この問題については、実はいろいろ問題があるのですが、まず第一に池田総理に聞いておきたいのですが、昨年の八月に沖縄の海兵隊が演習に富士山麓に参りました。その当時いろいろ言われておりましたが、この富士山麓に所屬しておる海兵隊でありまして、これがラオスに実は派遣された、こういふ情報がある。こちらへ演習に

富士演習の問題の關係でござりまするが、この問題については、実はいろいろ問題があるのですが、まず第一に池田総理に聞いておきたいのですが、昨年の八月に沖縄の海兵隊が演習に富士山麓に参りました。その当時いろいろ言われておりましたが、この富士山麓に所屬しておる海兵隊でありまして、これがラオスに実は派遣された、こういふ情報がある。こちらへ演習に

富士演習の問題の關係でござりまするが、この問題については、実はいろいろ問題があるのですが、まず第一に池田総理に聞いておきたいのですが、昨年の八月に沖縄の海兵隊が演習に富士山麓に参りました。その当時いろいろ言われておりましたが、この富士山麓に所屬しておる海兵隊でありまして、これがラオスに実は派遣された、こういふ情報がある。こちらへ演習に

上陸したときに、日本政府としては、ラオスに派遣されるという前提で演習を実施されたということをお知りであつたか、この点を聞いておきたい。

○山本伊三郎君 あなたは国会でそう言つて、それはそれでいいかもしれないが、今の国際情勢から、はっきりとラオスに派遣するといふ前提で沖縄の海兵隊がきてやられたといふことは、これは世界周知の事実なんです。あなたは知つておられるかどうか、私はそういうことを言つていないと思ふ。そういうことで実は国民が納得するかどうかという問題なんです。そういう点を政府が知つておられるか知らないか、それだけしか聞いていない。知らないなら知らないでいい。政府としてそういうことを知らない、そういうことはないといふなら、はっきりいふと、言つてもらいたい。これはおそろくアメリカの軍の關係の人じゃないから言えないと思ひますが、それだけ言つていただいたらけっこうだ。そういうことは知らないのだから、また、そういうことは言つてもらいたい。

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

ためにやつてゐるのだ、こういうことに何らの関心を持たずに、安保条約でやつてゐるのだから、勝手にアメリカ軍がやつてゐるのだ、こういうことで総理大臣が逃げられるというなら、それはそれでいいでせう。そういうことで将来やつていかれるというなら、私はこれ以上追及しませんが、いずれあらためて私はやります。

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

○山本伊三郎君 先ほど申し上げましたように、この場合は普通の海兵隊、マリーンの演習でございまして、それ以上の追及はわれわれも必要

は当然その中へ含まれておる意味であ
の返還という言葉を使っておりませ
切り離せないので。

○山本伊三郎君 私が開いておるの
は、日本政府のいわゆる施策として、
あの返還されたものを自衛隊に使用
だということ、これは日本政府の政
策です。今問題になっておるのは、
アメリカから日本に返還される際に、
自衛隊に使うのだということが問題に
なっておるようであるから、そういう
ことが地域協定なり、日米安全保障条
約なり、新しい条約についてそういう
条項があるのかどうか、これを聞いて
おるのです。

○国務大臣(西村直己君) 私は、条項
の問題ではないと思つておるであ
り、現在アメリカ軍が専有しておるの
であります。どうにでもできる状態
である。これでは困るからというので、
返してもらいたい、返してもらいとき
には、相手としてはいろいろの考え
があります。それを、その土地側の返
せという要求をのませるには、その
対象としては、これを自衛隊に使わ
せて、地域協定に基づく今度は共同使用
に自分では下がりた、従つて、関連を
事実上して参るわけであります。

○山本伊三郎君 まあそういう兼ね合
い等が……。しからば、この地域協
なり、あるいはその他の条約、交換文書
の中にそういうものはないのです。こ
れは向こうが専有しておるのだから、
それを返してもらつた場合に、そ
条件をつけられるということをやむ
を得ない、こういうことですか。

○国務大臣(西村直己君) 私は、です
から法律的には、観念的には切り離す
ことはできると思ひます、観念的に

は、日本へ返すということ、それか
ら返したらどう使うかということ、
日本の施策だ、これは明らかにそう
なりました。ただ、実際に使つてい
る立場からいへば、返さないとい
それまであります。そういう権利も
あります。向こうは使用するという
利を持てておるのですから。しかし、
それに対して、こつちはこういう状
でいて、共同使用でいこう、また、
向こう側もそれを望むよう、そ
う妥結点を探していかなければ交
渉にならない、これは御理解いただけ
思ふのであります。

○山本伊三郎君 そういうあいまいな
地域協定じゃないですよ。向こうの方
がもう使用しなかなければ、条件をつ
てこれは返還しなければいけないの
ですよ。そうなるおる。あなたの言
うようなことならば、日本人が日本
地を使つてやる場合には、それはそ
いうことを言えるかわからない、専
有しておるのだから。しかも、これは
条約によつてやつておるのだから、
アメリカがもう使わないうことな
らば、これは返還しなければならぬ
でしょう。そういうものを何らか向
が使つておる以上は所有権が発生し
おるうちに、返還をする場合には向
うの意のままにしなければ返さない、
そういう印象を受けるのですが、そ
ういふことじゃ重要な問題ですよ。

○国務大臣(西村直己君) 向こうが
いたくないというならば、私はそ
ういふような説明は申しません。向
うは現状のまま使いたい意欲が強い
あります。しかし、われわれとして
は、地元民の考え方等も十分に考
えまして、なるべくフリクシ

ない形においてすべてをやつてい
く。しかも、安保の精神を向こうも生
かしたい、こちらも生かしたい、こ
ういふ形ならば、私は、交渉として
出てくるわけでありませう。言いか
れば、米軍側に下がつておるわけ
いかにすれば共同使用の形、地域協
形まで下がつておるわけでありま
す。

○山本伊三郎君 あなたの言われるこ
とを聞いておると、向こうの方が使
たがっておると言ふけれども、もう
に数年前から実際に使つておらな
ただ、問題は、先ほど申しました
に、海兵隊がきて、それで使ひ出
のです。従つて、私が言ひたいのは、
政府が、日本のこの狭い土地です
から、要らなければ返してもらふ
な努力をしないか、返してもらふ
ですよ。それをあなたの言うことを
ておると、いかに地元の農民が生
必要であつて返してもらいたいと言
ても、アメリカ軍が返すという意
なければ、使わなくても返さな
いという印象を私は受けるのです
、そういうことですか、これはは
しておいて下さい。

○国務大臣(西村直己君) なるほど地
域協定の中に、不必要とあればとい
こととか、いろいろそういう交渉は
できる権利はあります。ありませ
うけれども、アメリカ側といたしま
ても、御存じの通り、海兵隊が
頻度を上げて使つておるのが現状
あります。むしろ皆さんの立場から
アメリカは使ひ過ぎるじゃないか
う声があり、地元からもそういう
出しておるのではありません。使
は申せません。むしろ米軍の真意は、

できれば現状のままでいきたいのが
意です。しかし、それを政府として返
還して、しかも、それには、その交
渉の過程において、地域協定による
使用の方が、よりわれわれとしては
国民の意思に沿うじゃないか、こ
考え方のもとに調達庁は合同委員
を通して交渉している、こ
考えておられます。

○山本伊三郎君 もう時間がな
ら、最後だから、もう一度……。向
ゆい、だから追及したいのだが、時
が制約されておるが、これは池田
も聞いておる下さ。地元の人
とつておる下さ。あなた方が言
ておることをまづ正面に受けて、一
も早く返還されて入会権も復活し
われわれ農民の生活もある程度よ
なという希望を持つておつた。そ
を、今の話を聞くと、アメリカ軍は
自衛隊に使わないうこと、自衛隊
にならなければ返さないのじやな
か、政府自身がそういう考え方
る、私はきわめて不満です。不
いふより、そういうことで地域協
どういふことで結んだか、それ自
問題があります。時間がきた以上、
まうやると将来影響するから、こ
については今後大きい問題になり
からね。私は、防衛庁長官がそう
れて、池田総理はよく聞かれた
う。前に約束したのです、地元の
と約束したのです。約束した人が
いふことではないか、私はその点
を追及します。もう一回答弁を願
て、私はこれで終わります。

○国務大臣(西村直己君) これは先
ど申しましたように、東富士、北
士、これは国内的には分かれてお

す。米側から見ますれば富士演習場
でございます。しかも、東富士につ
しては、御存じの通り、自衛隊に返
になつたらという協定まででき
る。そこで、われわれは、あの当時
返還という意味も、米軍との間に話
合ひがついたら自衛隊に移す、その
わり共同使用で、言いかえれば制約
する、米軍の使用方を。その間に今
は地元の諸条件を十分に入れてい
これが大体の考え方でありませう。特
北富士につきましては、大部分は
地であり、国有地であります。従
て、そういう形ははつきり出て参
らうと思ひます。

○田畑金光君 まず最初に、先ほど伊
藤委員から若干質問がありませ
が、韓国のクーデターの問題につ
政府は静観していくのか、あるい
から今後事態の変化に応じて対処
いくのか、この点について承知
けですが、つい二、三日、与野の
田田局長を中心とする韓国訪問
帰つて来たわけですか。ことに、
外務省の伊藤アジア局長も同行
相当な成果を上げたやうにと
われは新聞で見たわけですか。こ
月以降の国会を開くについては、
回の与野の議員団の訪問は、相
今後の外交施策にプラスした
ことも見えておるわけござ
が、そういうさなかに、けさ突然
うクーデターが起きたといふこと
少なくとも今後の政府の外交上
まして、相当の懸念を来たしたと
れないでもないと思ひます。少な
も、日韓正常化の上において道
題が勃発したと、こ
いまするが、この際、総理は、この事

態に對してどういふ態度で臨まれようとするのか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 今朝起りました韓国におけるクーデターは、まだ詳報が参つておりません。軍司令官の聲明は先ほど見ましたが、あくまで反共でいき、そうして国連憲章を守り、腐敗の政治を排除し、そうして民生の安定と向上をはかる。しかも、力を強めて南北朝鮮の統一をはかるのだと、こゝろがうやうやなことを聲明しておられるのであります。私といたしましては、今回の事態を十分見守つて、善処すると申しまして、これは他国のこととさせていただきます。今どういふ措置をとるといふことは考え得られぬこととさせていただきます。事態の推移をしばらく見守りたいと考えております。

○田畑金光君 近く池田総理が訪米されるにあたりまして、いろいろの議題とか、その他国際情勢、アジアの情勢についての意見の交換分析をなされて、大よそこゝろいふ問題をケネディ大統領と話をしよう、こゝろいふやうなことにしてわれわれは新聞等で見るわけでございますが、この中にラオスの問題、あるいは南ベトナムの問題があるわけですね。ことに対中共同問題については、一番重要な問題であると思われるのは、考へておられますけれども、池田総理の意向の姿に對して、与党の中では非常に慎重論が最近強くなつてきておる。そのうち一つは現われ、韓国との国交正常化についての最近の大きな動きになつておるやにわれわれは見られるわけでございますが、もちろんわれわれ自身も、国交正常化については、大いにこれは進めるべきであると思ひますが、こゝろいふ事態の中において

このやうなクーデターが起きたといふことは、これはわれわれとして非常な大きな注目すべき問題であると思ひておるわけですね。今後の政治、外交の面から見ましても、重大なこれは問題であると思ひておるわけですね。ことに、これは私つまびらかにしておりましたが、日本にあるアメリカ陸軍の兵力は、朝鮮にある第八軍のやうな一部の中に入つておる。あるいは空軍にいたしましても、南朝鮮、日本、沖縄を中心とする第五空軍の指揮下に入つておる。こゝろいふことを考へてみましたとき、私は、今回の事件といふものは、これは相当重大な問題である、こゝろ考へておるが、一つ総理においてもこゝろいふやうな点についてどのように考へておられるのか、もう一度承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 何分にも今朝のこととさせていただきますし、そして韓国におきましては、今戒嚴令をいき、通信を統制しておりますので、情報をつまびらかにまだいたしておりません。従ひまして、今後情報を得、事態の推移を私はしばらく見守りたいと思ひます。

○田畑金光君 その点はその程度でとどめまして、次に私はお尋ねしたいことは、先ほどこゝろきた質問にお答えがございましたが、第二次防衛力整備計画について、国防會議の議長であり、自衛隊の最高指揮官である総理大臣が、今防衛庁内部で検討しておるのだ、検討しておるやうだといふやうな態度でこの問題に取り組んでおられるが、いささかこれはわれわれとして納得がいかないのです。ことに今回の渡米といふのは、新安保条約下のも

とで初めて総理が行かれるわけですね。新安保条約の第三條を見ましても、締約国は、それぞれ憲法上の規定に従つてこれを条件としながらも、自衛力を維持し發展させることを約束しておるわけですね。これはアメリカから強制されておる義務づけられたのぢやないのだといふ答弁でございますが、少なくとも、新安保条約後初めて池田総理が渡米される。今日の極東の情勢、先ほど申し上げたラオスやベトナムの情勢、ましてや韓国のやうな事情を考へた場合に、私は、当然日本の防衛力のあり方等についても、ケネディとの話し合いにのるものだと考へておるが、この点は総理はどのように考へておられますか。

○國務大臣(池田勇人君) ケネディ大統領との會議の内容、問題点につきましては、まだ結論を出しておりません。何分にも時間的の相當の制約もございますし、また、意見を交換すべき問題も多いのでございまして、今、日本の防衛問題につきましても意見の交換といふことは行なわれるかどうか、今決定をいたしておりません。

○田畑金光君 防衛庁関係の随行者は連れて行かれないのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 参りますのは、私と外務大臣と島参事官、そして宮澤参議院議員、これだけでござい

○田畑金光君 すでに私は、衆議院の段階におきましていろいろ質疑応答を讀んでおりますと、政府の答弁は、昭和三十四年七月、当時の赤城防衛庁長官の第二次防衛力整備の構想に基づき答弁がなされておるわけですね。五月一日の朝日新聞を見ますと、この中に

も、五月の末ごろまでを目標にして、政府内部でも第二次防衛力整備計画が急がれておる、こゝろ書いてあります。が、政府内部でどの程度この整備計画が今日熟しておるのか、作業が進んでおるのか、これを承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 第二次防衛力整備計画は、御存じの通り、一月五日の国防會議におきまして、防衛庁においてすみやかに成案を得て、そうして国防會議において慎重審議する、こゝろいふ決定を政府として統一的に持つております。従ひまして、私も所管の防衛庁におきまして、現在作業を進めておるのであります。もちろんこの作業は、ただ防衛庁が独自に身勝手にやるわけには参りませんので、関係の省とそれぞれ事務的にある程度の打ち合わせをしながらやっておりますから、従つて、その間に意見の調整が必要でございますので、すみやかにと申しまして、時間がかかるのが現状でございます。ただ、全然めどなしにやっておるわけではございませんので、私も五月末か六月初めくらいまでには、少なくとも防衛庁の成案までには、少くともこの作業をいたしてあります。その内容はどういふ方向でいってあるかと申しますと、この委員會でも、すでにちよつとお触れいたしました、三十六年度の単年度における防衛費の増強、これに相次ぎまして、第一次計画等におきまして骨幹ができましたが、それに対する整備関係と申しますか、實の充実といふことはかつて参りたい、これが主眼になります。しかし、それと同時に、多少や

はり新しい施策も加えて参りたい、これらが大体の基本的な構想でございます。

○田畑金光君 第二次防衛力整備計画がまだできていないといつても、現に十三個師団の編成を政府は提案されておるわけですね。これは大きな軍の編成の問題でございますから、当然これが骨格となつて第二次計画は作られておるはずで、もうすでになさくして第二次整備計画が提案されておる、こゝろ見ても差しつかえないと思ひます。私は、この際、率直に総理にお尋ねしたいのでございまして、総理は非常に数字に明るい方で、自由経済といふものの常に見通しを立ててやっておられるわけでございます。そこで、防衛庁長官からは、しばしば承りましたが、一体今後の日本の防衛力の整備といふものは、国民所得の中でどの程度のパーセンテージを考へておられるのか、この点について一つ率直に承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 防衛計画を、国民所得の何パーセントがいいかといふことは、一應議論はせられませんが、これは、それに比べられることはいかぬが、なにかと思ひます。やは漸増の方針で、国内の民生安定と経済の復興を見合いながらやるべきことであつて、二%がいいとか、今の一・四%で十分だとか、なかなかそれは言ひ得られないこととさせていただきます。私は、防衛庁の予算につきましてもは個々に検討して、そうして最少限度必要なものを選んでいく、それが国民所得の何パーセントになるかといふことは二の次の問題だと考へます。

○田畑金光君 時間がないので、全部

中途半端に終わりますが、ただ一つだけその点に關連して總理にお尋ねしたいわけですが、西村防衛庁長官が、奥野信太郎氏との対談で、「政府の意」という中で申し上げられるわけですが、この西村防衛庁長官の見解を總理はどう見られるか、これだけ率直に承りたいと思うのです。それによりますと、たとえば、これは率直に申し上げますが、「世界中で日本くらい国防費の低い国はないです。政府のそういう方面の關係者でも、日本は国防費が安いから榮えているという人もあるのです。」これは總理自身ですよ、ここに載っている。こういうようなことを言われたのは、たしか最近の本会議でそういうふうな答弁をなされたことが、これは總理自身です。「確かにその通りですけれども、しかし、アメリカの援助もだんだん少なくなるでしょう。西ドイツなどは、国民所得の七割くらいの国防費を使っていますが、日本は一・四三割くらいです。こんなに差があるのです。そしてまだ国民は国防に無関心である。まあこういうふうにいるという言われておりますが、この防衛庁長官の言葉に私は賛成とか反対とかいうことを言っておるわけじゃございません。この防衛庁長官の見解に対して、總理はどのように考えておられるか、これを率直に承りたい。

それから、ついでにもう一つだけ承りますが、特にシヴィリアン・コントロールという立場から、防衛庁長官といたしましては、今のような防衛庁の機構のもとにおいて、重要な局長以下が各省からの寄せ集めで、まあ出世の一段階として来てるような機構のもとは、シヴィリアン・コントロールがうまくいくはずはない。やはり今日の自衛隊の成長の度合いと予算の面を見て、あるいは今だんだん成長していく自衛隊の内部の姿を見ても、これは国防省に昇格をさせて、形式、実体を整えることが大事だ、こういうふうなことも防衛庁長官は別のところで述べておられます。国防省昇格の問題、私は自分の意見を差しささむことなく、ただ長官のこの考え方に對し、總理はどのように考えておられるか、それを率直に承っておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 防衛庁長官から正式に意見は承つたことはございせん。しかし、お話の通り、私は、自衛隊費はできるだけ少ないことを望みます。また、わが国の防衛に必要な最小限度は出さなければならぬと考へておるのであります。外国人が、日本の経済発展は防衛費が少ないことが一つの要素だと言つておる、私もこれは認めます。ドイツなんか予算の四分の一、あるいは三分の一近く使つておるのではないかと思います、敗戦国のドイツが。そういうことを見ますと、日本の防衛費といふものは、予算に對しての割合は非常に少ない、これは事実でございます。しからば、少ないからこれをよそ並みにふやすかという問題につきましては、先ほど申し上げましたような、民生の安定、経済力の強化ということが必要でございますので、私は、これはどの程度の経費かというところにつきましては、先ほど申し上げた通りでございます。防衛庁長官はいろいろ専門的に考へにならましようが、しかし、この問題は、やはり国防會議で定める、そしてして個々の

予算につきましては、大蔵大臣の発案によつて閣議で定める問題であるので、防衛庁長官の御意見も十分聞き、全体を見ながら適當な措置を講じたいと思ひます。

なお、防衛庁の機構の問題を長い目で見てどうするかということにつきましては、私自身も検討しておるところでございます。国防省とするかどうか、あるいは庁内の人的構成、あるいは仕事のやり方等々、今後検討していきたいと考へております。

○委員長(吉江勝保君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。他に御発言もなければ、兩案に對する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、一般職の職員(吉江勝保君) 次に、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、國家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題といたします。

兩案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

なお、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましては、お手元に配付いたしましたように、衆議院において修正されております。

政府側の出席の方は、迫水國務大臣、増子公務員制度調査室長、入江人事院總裁、瀧本人事院給与局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○鶴岡哲夫君 今出ております法律案に關連をいたしまして、三点ほど伺いたいと思ひます。

第一点は、けさほどのこの委員会におきまして、田畑委員の方から労働大臣に質問があつたのでございしますが、四月二十日の日本経営者団体連盟の第十四回總會におきまして、前田事務理事が報告を行なつております。同じ席上におきまして、池田總理のあいさつがありまして、さらに石田労働大臣のあいさつが行なわれております。そこで、この問題につきましては、國家公務員の給与に問題限定いたしました若千伺いたいわけでありまして、これは政府の給与政策、あるいは人事院の今後の報告に非常に重要な影響があるのではないかと、こういう懸念をいたしますので何うわけでありまして。

前田発言の内容は、御存じのように、春闘ではども高額の賃金を勝ちとられた、これは経営者の屈服賃金だ、そのよつてくるところは仲裁裁定である、さらにさかのぼるならば、これは昨年の十月の人事院の報告にある、こういうことではコスト・インフレになるおそれがある、こういう指摘であります。これに對しましては、池田總理は、生産性向上を上回つて賃金がきまつていない。いつも日本では下回つてゐるのだ、生産性の向上に見合つて健全に賃金が上がつていくというところは所得倍増の遂行に役立つのだ、合致するものだ、また、さらに具体的に裏づけをされておりますが、要するにコスト・インフレにはならないのだ、こういう見解を述べておられる

わけです。けさもこの点の指摘があつたのでありますが、これについて給与担当大臣である迫水さんはどういふふうにお考へになるのか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(迫水久常君) 私は、全く池田總理大臣と同様に考へます。

○鶴岡哲夫君 人事院の入江總裁の御意見を伺ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) ただいまの御質問の要旨は、人事院が日経連の前田事務に非常に影響されはしないかという御懸念からの御質問かと思ひますが、人事院といたしましては、日経連のどなたがどういふ発言をされるにかかわらず、公務員法の精神に従つて報告をいたしたいと考へておるわけでございます。その発言の内容につきましては、別段申し上げる必要もないのではないかと考へております。

○鶴岡哲夫君 次に伺ひますが、この前田発言は、先ほど申し上げましたように、昨年の人事院の報告がその遠因だ、こういう指摘を行なつておられます、これに對しましては池田總理は、公務員の人事院報告、あるいは三公社五現業の仲裁、これは民間の賃金を追つかけてゐるのだ、こういうあいさつをしておられる。さらに石田労働相はあいさつの中で、公共企業体の賃金は民間の賃金を追いかけてゐるのであつて、その逆の關係ではないといふことを指摘しておられるわけですが、これについて給与担当大臣の御意向を承りたいと思ひます。

○國務大臣(迫水久常君) その点も全く池田總理大臣の御見解の通りだと思ひます。また、石田労働大臣の発言も正しいと思つております。

○鶴岡哲夫君 総裁の……

○政府委員(入江誠一郎君) 人事院の勧告につきましては、池田総理大臣並びにただいま給与担当大臣のお話の通り、民間賃金並びに生計費を基準として勧告いたしておるのでございまして、この点は人事院の勧告が不適当であるものと考えておりません。

○鶴岡哲夫君 次に伺いますのは、もう私も従来から、人事院の公務員給与に対する考え方は、右顧左眄しているのじゃないかという感じが持っております。日経連等の顔色をうかがっているのじゃないかという疑問を持っております。また、政府の給与政策も、そういうような疑問を持っておいたわけでありまして、今回ああいうような非常に激しい調子、高い調子で政府の攻撃が行なわれるという事になりますと、どうも私も私どもが考えておいたようなことが正しいのじゃないかという疑問を持っております。あれくらい激しい調子で攻撃するならば、平生はいろいろな形で強い圧力なり、あるいは巧妙な発言等によって人事院や政府等に対して日経連の意見の反映を行なっておられるのじゃないかという懸念があるわけでありまして、そういうことは政府としても、人事院としてはないというふうに考えておられますか、この点を伺います。

○政府委員(入江誠一郎君) この点は、御存じの通り、日経連が人事院の勧告につきましていろいろ批評がおりますという事は、今に始まったことでもございせんので、むしろ率直に

申し上げますと、日経連の発言によって人事院がどう考えるかということをお聞きいただくことが、むしろ意外に感ずるくらいでありまして、もちろん人事院といたしましては、その発言にどうこうというふうに左右されることではないと思っております。

○鶴岡哲夫君 もう一つ伺っておきますが、あの非常な激しい非難なり攻撃というものは、やはり政府の給与政策なり、あるいは人事院の給与の政策なり、それから給与の考え方に対する効果をねらっているのじゃないだろうかという懸念がするわけでありまして、ああいう発言に政府なりあるいは人事院がとらわれるものではないという事をはっきり明言してよろしゅうございませうか。

○政府委員(入江誠一郎君) 人事院も全く同様でございます。

○鶴岡哲夫君 次に伺いますのは、人事院の民間給与の実態調査、これは今始めておられるわけですが、その実態調査につきましては、私どももいたしましては、五十人以上の企業をとることには妥当性を欠くという点を主張しつづきたわけでありまして、それは三つの理由をあげておられるわけでありまして、その一つは、政府はどういまして最も最大の雇用者である、日本における最大の雇用者であるという事は間違いないという点の一つ。それから公務員も、確かに五十人や六十人や百人の職場もありませんで、これは決して孤立分散して単独で存在しているのでは

なくて、指揮、監督、命令、服従という関係で、有機的に統一された組織体としてあるのだ、これが第二番目の理由。第三番目は、学歴、経験年数、あるいは年齢構成、こういう意味からいって、五十人という企業をとって比較するということは非常に妥当性を欠く、こういう点から主張してきたわけですが、今回この日経連の総会の席上で石田労働相があいさつをしておられますが、そのあいさつの中で、労働大臣は、公共企業体の賃金と比較する民間の給与は、中小企業体の賃金ではないのだ、同種、同規模の民間の賃金と比較しているのだ、こういうことを述べておられるわけですが、これは人事院の従来の給与の考え方と根本的に対立するものじゃないかというふうに思うのです。

○政府委員(入江誠一郎君) 労働大臣がどういってお話をされましたかという事は別問題といたしまして、人事院の民間企業の比較につきましては、五十人以上にいたしますか、あるいは大企業だけをとりましますか、そこは御存じの通り、非常に問題があるところでございます。しかしながら、やはり公務員の賃金というものを納税者に納得してもらいますために、一面五十人以上でも大きい、もう少し中小企業も

参考にするべきじゃないかという議論もございまして、ただいまの御指摘の通りに、大企業を中心にすべきだという御議論もございまして、人事院といたしましては、やはり現在五十人以上の民間企業を参考にして公務員の給与を考へべきものだと考えております。もう一つ、この点につきましては、御存じのごとく、五十人以上と申しましても、いわゆる企業別だけではございせんので、事業所別もございせんから、大企業の地方の支店というものも含んでございまして、また、やはり比較的小企業を比較いたします場合にも、これは御承知のごとく、職務と責任の度合いというものを参考にしたしておりますので、必ずしもその小企業だけが、そのまま反映するというわけではございせんので、まあその点は御了承を得たいと思っております。

○鶴岡哲夫君 人事院も、昨年の勧告を見てみますと、従来の五十人以上の企業のとり方も、いささかでありまして、前進をいたしました。小規模の五十人から九十九人までの規模の経営が減っているように思われます。逆に、五百人以上の企業が若干であります。したが、ふえておるといふ傾向にありますが、ここで今の人事院の考え方と、それから三公社五現業、同じく国家公務員である五現業に対する労働大臣の考え方とは、はつきり矛盾がある、こういう点をお認めになりますかどうう。労働大臣は、同種、同規模の賃金と比較をしておられるのだというお話、人事院は今お話のように、また、天下周知のごとく、五十人以上の企業をとって国家公務員と比較をしておられる、

ここに明らかに差があるということ、その点をお認めになるかどうか、これも明らかだからお認めになると思うのですけれども、念のために伺っておきたいと思っております。

○政府委員(入江誠一郎君) 人事院といたしましては、ただいま申し上げましたような見解なり方針を申しておりますけれども、労働大臣の御見解がどういふものか、正式に伺ったこともございせんので、この際いかんとも申し上げられませう。

○鶴岡哲夫君 そういふあいまいな返事をしておるから、公務員の給与に対する人事院の見解というものがぐらぐらすると思っております。日経連のタイムスを見ましてもはつきり出ておる、新聞等にはつきり報道されておる。この労働大臣の考え方、人事院の十年とってきたこの考え方というものは、明らかに違うという点をお認めにならないければ、自分のやっておられることに自信があらうから、差があるという事をお認めになつてしかるべきじゃないかと思つて。

○政府委員(入江誠一郎君) ただいま御指摘の点は、新聞記事でございまして、か日経連の御発言、その部分だけが、かりにその通りでございまして、それば、それはもちろん労働大臣が大企業と現業を比較しておられるのだと言われた部分につきましては、人事院の見解と違つておることは事実でございまして、しかし、民間企業との比較とか、あるいは給与の比較問題というものは、非常になかなか複雑な場合もございまして、単に労働大臣が、われわれが考えますような民間企業との比較において、現業の給与を大企業と比較すべ

きものとか、あるいは比較したのだと言われたものか、あるいは特別な部分を取り上げて言われたものか、そこが明瞭でございませぬので、給与の比較について、現業の給与は民間の大企業と比較したものだということを必ずしもここで私が断言することはできないと思います。

○鶴岡哲夫君 おかしいな、話が、迫水国務大臣に伺いますが、労働大臣は今申し上げたようなお話なんです。ですが、従来人事院の態度は、これは五十人以上の企業をとって、それとの関係で公務員の給与を比較する。従って、ここに明らかに差があるということをはっきり認めていただきたいのと思うのです。認めなければいけません。労働大臣の答弁には非常に不満です。そういうふしだらな答弁がどうしてできるのですか。

○国務大臣(迫水久常君) これは私が口を出したり御答弁をする範囲外の問題じゃないかと思うのですけれども、せっかくなのでお尋ねでございしますから、私のまあ私見というは何ですけれども、申し上げたいと思ひますが、公務法の対象になつておられます人たちは、これは生産に従事している人たちは、公務員というものは、必ずしも生産でなしに、そのところでただ雇用の規模という問題だけを取り上げて、当然公務法の対象になる人たちの給与をきめる基準と、いわゆる公務員給与をきめる場合に参照すべき民間給与というものと同じにしなければならぬという理屈はないのじゃないかなと私は実は今思ひながら聞いております。ただ、石田労働大臣は公務員の

給与のどの部分を基準にすべきかという問題に關連して、公共企業体その他は民間の大企業、人事院は公務員と小企業では、少しそこは食い違つておる点があると私は思ひます。

○鶴岡哲夫君 迫水国務大臣の御答弁は、差はあるやうだ、しかし、その差というものは、国家公務員と現業による公務員との問題だというお話ですが、私は、結論としては差はあるというふうにお認めだと思ひます。人事院の總裁の今の御発言は、何か持つて回つたやうなお話ですが、しかし、これは確かに人事院の民間給与の調査の仕方と、それから労働省の考え方、調査といひますか、とらえ方といひますか、やり方、考え方には大きな差があるといひことは認めます。しかし、少なくとも人事院が、同種、同規模のものと比較してないことは、これは明らかです。それを否定なさるわけじゃないと思ひます。あるいはまた労働大臣は、民間の同種、同規模のものと比較したいといふやうな希望は述べていないのです。はつきりしているのです。ですから、人事院としても、これはやはり対象の考え方が違ふといふ点をはつきりすべきじゃないですか。それぐらいの自信があつて人事院としてやつておられるのだらうと思ひます。あるといふ御発言をなさればいいと思ひます。もう一べん伺ひたい。

○政府委員(入江誠一郎君) こういうことを私から申し上げるのは、かえつて失礼に當たるわけではございませぬが、御存じのごとく、現業の給与は、別に労働省で定められておるわけじゃないでございませぬ、これは申し上げるま

でもなく、仲裁委員会でも定められておるわけではございませぬ。ただ、まあ労働大臣が、一つの国務大臣としていろいろそこに御見解があることは、これは別段といたしまして、人事院といたしましては、どこまでも公務員の給与はかゝるべきだといふ一つの観点に立ちまして公務員と民間給与を比較する場合に、やはり大企業のみならず、五十人以上に及んだ部分までも参考にするべきものといふ見解を持つております。

○政府委員(津本忠男君) なお、人事院の民間給与との比較につきまして、私から多少補足させていただきます。今規模のことを非常に申し上げておるものであります。が、われわれは一つの事業場の平均賃金といふやうなことを問題にしているのではないので、これは御存じの通りでございます。なぜ一つの事業場五十人といふのをとつておるかとお申しますと、それ以下の規模になつて参りますと、職務内容が非常に捕捉しがたいたといふことがあるわけではございませぬ。まずわれわれの従来経験によりますと、五十人以上のところでありまして、大体公務員と比較する場合に、たとえば会計の係でありますとか、庶務の係、あるいは経理といったやうな仕事をやつておられます場合に、公務員の職務内容と同じに比較し得るやうなものがさういふところではとり得る。従つて、調査いたします事業場は五十人以上でございしますけれども、われわれは五十人の事業場の平均賃金を問題にしているのではない。国家公務員と大体職務内容が同様でありますものを民間において全部捕捉し

よう、こういうことでやつておるわけではございませぬ。

○鶴岡哲夫君 私はさういふことを聞いているのではなくて、五十人以上のものを対象にして考えていらつしやるでしょう。簡単なんです、三公社五現業の場合は、これは同交権でございます。しかし、めどとしては、労働大臣がおつしやるやうに、同種、同規模程度のものを目当てにしているとおつしやるのだから、この点については差があるじゃないか、調査のやり方とか、あるいは方法とか、さういふ問題に差があるといふことを伺つておるのではないのです。その点は明らかじゃないですか。

○政府委員(入江誠一郎君) 先ほど申し上げましたことを繰り返すようになりまして恐縮でございしますが、労働大臣のその発言そのものは、もしその通りで受け取りまして、現業の給与を大企業と比較しておるといふことであれば、人事院は公務員法の趣旨を参酌しまして、調査方法としましては五十人以上を比較しておるのでございしますから、その意味においては違つておるかもしれません。しかし、それだからと申して、現業関係の給与は大企業と比較して決定されておるかどうかと申すことは、この際簡単に申し上げかねるかもしれません。また、人事院の調査といふものは、これはまた一つの技術的な方法でやつておるわけではございしますから、そこだけをつかまえて、現業は大企業、人事院は小企業をきつといふことを認めるかといふことにつきましては、これは簡単にその切り切れないのじゃないかと存じております。

○鶴岡哲夫君 あんまりくどいようですから、これはこれだけにお願いします。もう一つ伺いたいのは、今人事院が調査を始めております。全国的に約六千の事業体をとって調査を始められておるのですが、しかし、日経連の總會におきまして前田発言があつてからしばらくしまして、新聞の記事によりますという、民間では人事院の給与調査には協力しない、したくない、こういうような発言が出てきているというふうに報道されているわけです。従来も若干そういう傾向があつたのでありますが、特に前田発言を契機としまして、協力したくないという空気が出てきていることが報道されている。今調査に入つておられるわけですが、従来とも、私も非常に不完全な調査だというふうな懸念を持つておりましたけれども、いよいよそういう空気が出て参りますと、人事院の給与の勧告の重要な要素であります調査が、陰に陽に抵抗を受けて、いよいよ不明確、不正確な調査になるのではなからうかという懸念を持つておられるわけであり、それらの点について人事院としてはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今、鶴岡委員からの御発言でありまして、われわれは目下調査に入つておりますけれども、実地調査に係員が事業場に参つております。しかし、今までのところ、そういうふうな調査を拒否されたとか、非協力であるという印象を全然持つていないのでございます。で、今まで結についたばかりであります。まあ私の感じでは、従来通り同じように協力していただけたらというふうな印象を持っております。また、これは十分調査票あるいは依頼状等も、ずいぶん苦心いたしました。民間の協力を得るような方途を講じております。また、われわれの調査結果を事業場に結果表を還元するといふような方法によりまして、民間の方々の御注意を十分引くといふような方途も講じております。調査に支障を来たすといふことは全然予想しておりません。

○鶴岡哲夫君 四月の二十日に日経連の總會がありまして、四月の二十五日の新聞に、人事院の民間給与調査に協力するのをやめようという声が上がつておるというふうに出ておられるわけです。で、確かに今調査しておられるわけですから、一切局長がやつておられるわけじゃないし、果の人事委員会がやつておられるわけですが、その模様は今すぐ伝わつておるとは私思ひません。入つたばかりですから。ですけれども、陰に陽にそういう気持ちがありまして、やはりそういう問題が起つてくるんじゃないか、不正確なものが出てくるんじゃないか、露骨に協力しないとか何とか、そういうことはしめいと思ひますけれども、陰に陽にいろいろな形で不明確な調査になつてくるんじゃないか、不正確な調査になつてくるんじゃないか、私は心配をしておるわけなんです。先般、私、若干の民間の贈与なりという問題と、あるいは厚生費等々に対して何かつたときも、人事院総裁は、なかなかそういうふうなことは人事院の調査ではむづかしい点があるといふようなお話を伺ひましたが、この発言以来、こういう状態では相当私は不正確になつてくるんじゃないかといふふうに懸念をしておるわけなんです。

持っております。また、これは十分調査票あるいは依頼状等も、ずいぶん苦心いたしました。民間の協力を得るような方途を講じております。また、われわれの調査結果を事業場に結果表を還元するといふような方法によりまして、民間の方々の御注意を十分引くといふような方途も講じております。調査に支障を来たすといふことは全然予想しておりません。

○鶴岡哲夫君 四月の二十日に日経連の總會がありまして、四月の二十五日の新聞に、人事院の民間給与調査に協力するのをやめようという声が上がつておるというふうに出ておられるわけです。で、確かに今調査しておられるわけですから、一切局長がやつておられるわけじゃないし、果の人事委員会がやつておられるわけですが、その模様は今すぐ伝わつておるとは私思ひません。入つたばかりですから。ですけれども、陰に陽にそういう気持ちがありまして、やはりそういう問題が起つてくるんじゃないか、不正確なものが出てくるんじゃないか、露骨に協力しないとか何とか、そういうことはしめいと思ひますけれども、陰に陽にいろいろな形で不明確な調査になつてくるんじゃないか、不正確な調査になつてくるんじゃないか、私は心配をしておるわけなんです。先般、私、若干の民間の贈与なりという問題と、あるいは厚生費等々に対して何かつたときも、人事院総裁は、なかなかそういうふうなことは人事院の調査ではむづかしい点があるといふようなお話を伺ひましたが、この発言以来、こういう状態では相当私は不正確になつてくるんじゃないかといふふうに懸念をしておるわけなんです。

れども、そういうことはしないのです。か、簡単な御答弁であります。○政府委員(入江誠一郎君) 現在の段階におきましては、給与局長から申し上げました通りで、そういうことはないと存じております。なお、一つそういうことがありましては、これは困りますから、十分注意をいたし、また、努力もいたしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 私が申しておるのは、これは人事院が来たら断わるというふうなことでないだろう。しかし、こういう拒否するといふような発言をなされると、これはやっぱり相当大きなところだろうと思ふのです。日経連の中に入つていらつしやるのか、関東経営者協会に入つていらつしやるのか、そういう経営者の方々がこういふ発言をなさつたんじゃないかと思ひます。そこで、いよいよ大きな企業については、なかなかむづかしいなといふふうな考えなければならぬのじゃないかといふ心配をするわけですが、従来とも、どうも不正確だ不正確だとわれわれは思つておるのです。いよいよ不正確になるといふ懸念を持つておるといふ点を申し上げておきます。

○政府委員(瀧本忠男君) 不正確になるとおっしゃるのであります。が、われわれは事業場へ行つて、そうして、たとえば聞いて書くといふようなことではないのでございまして、事業場には、労働基準法に従ひまして、賃金台帳といふものができております。それをわれわれの方の係官が写し上げるといふことでございしますから、結果が不正確である、あるいは人事院が今度出した結果が、これは非常に不正確だといふようなことを言える筋合いのものではないなからう。まあ調査に当たりまして、事業場のなるべく迷惑にならないようにわれわれが注意してやるのであります。また、現に東京都内でもやつておるところもございまして、そういうものにつきました。人事院の職員が直接やつておられるので、そういう経過は私も聞いておるものであります。地方まで聞いておられますけれども、ここでもただ頭の中で考えたことを申し上げておるわけではないのであります。現に調査に出て参つた者の感想を私聞いておるのであります。そのことに基つて申し上げておるのであります。これは不正確になつておることは私はない、このように存じております。

○委員長(吉江勝保君) ちょっと速記をとめて。
○委員長(吉江勝保君) 速記を始め
○鶴岡哲夫君 今の瀧本さんのお話ですが、従来も拒否される所があつたのでしよ。

○政府委員(瀧本忠男君) それは六千といふ非常に多い事業場でございます。また、拒否されたといふようなものにつきました。従来調べてみますと、本社で一括やつておるというふうなことで、その個々の出先の事業場で一々やらないで、本社でやつてくれればいいじゃないかといふようなものもあるわけでありまして、そういうふうなことで、絶無であるとは申さないものでありますけれども、そういう拒否の事業場につきましては事情を究明しまして、本社に連絡をとるなりして、出先でも応じてもらへるやうにしてもらへるやうな努力もいたしております。また、ある特定の事業場で、従来から何か拒否したといふような所につきましても、われわれの方の係官、あるいは相當の責任者を派しまして十分説明もし、御協力も得るといふやうにいたしましてやつておるのであります。まあ例外的にあるといふぐらいな程度でございします。

○鶴岡哲夫君 どうも長くかかりますが、六千幾らの調査をやるのですが、そのうち、大体五分ぐらい不的確なところが出てくるのでしよ。五割ぐらい出てくるのでしよ。ですから、そういうものがふえやしないか。さらに今回はいろいろな調査をやつておられますね、ちょっと広げた形の調査をやつておられますね、そういう問題について不正確になりやしないか。さらに、また大きな企業が何らかの形で十分なやつぱり協力をしないという形になつてくるのじゃないか、こういうことを私は言つておるわけです。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来調査ができていない不的確であるといふものが、御指摘の通り、あるパーセントあるわけでありまして、これはわれわれが事業場を押さえる際に、昨年の十月という時点に押えてあるわけでありまして、調査をやりますのは、それから半年あつたのであります。その間にまあいろいろな事情で、たとえば五十人の常勤従業員が切れたものが、それが切れるといふような問題があるわけでございます。そういうふうなことで、調査の的確でない事業場が出てくるということがあるわけでございますが、まあ御心配のやうなことが全然ないとは申しませんが、しかし、

例外的にある。従来あった程度には今回も出てくるかも知れぬのであります。それが、それも十分従来の調査拒否の事業場というようないものが例外的にございまして、そういう所に対して、いろいろな方法によりまして協力方を要請しておりますし、また、そういうものが毎年調査の事業場に当たるといふこともないのでございます。従いまして、われわれとしましては、大体において調査がスムーズにできるというように思っておりますけれども、御懸念の点がございしますので、まあ目下調査中でありまして、今後一そうそういうことのないように努力いたしたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 もう一ぺん念を押しておきますが、明らかに協力しないでいこうじゃないか、こういうような記事が出ておりますから、従って、こういう面については十分善処さるべきだ、それが先ですよ、何とかかんとか言っても。

これで終わります。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

昭和三十六年五月二十六日印刷

昭和三十六年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(第二二〇五号)(第二二二四号)(第二二五二号)(第二二六九号)

一、恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する諸願(第二二二〇五号)(第二二六七号)(第二二六八号)(第二二七八号)

第二二〇五号 昭和三十六年四月二十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(七十五通)

請願者 高知県中村市安並大塚管子外四百六十二名

紹介議員 田中 一君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上、定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期に継続勤務を行なっている常勤勤務者三千八百八十一名と常勤非常勤職員一万三千五百五十八名を雇用しているが、これらの職員の身分を保障し、責任ある職務遂行がなされるよう、定員法に基づく定数を三万六千三百一十一名に改正せられたいとの諸願。

第二二二四号 昭和三十六年四月二十八日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(三十九通)

請願者 新潟県長岡市北山町三二 清水忍外二百四十名

紹介議員 田中 一君

この諸願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二五二号 昭和三十六年五月一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(二十三通)

請願者 愛媛県松山市竹原町四二 藤田孝次郎外百四十三名

紹介議員 田中 一君

この諸願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二六九号 昭和三十六年五月二日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する諸願(二十七通)

請願者 東京都墨田区向島三ノ四 静忠男外百二十七名

紹介議員 田中 一君

この諸願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二三〇号 昭和三十六年四月二十八日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する諸願(五通)

請願者 愛媛県松山市府中町一ノ一 愛媛県傷痍軍人会連合会内 篠原元一外四名

紹介議員 増原 恵吉君

今国会に提出された恩給法等の一部を改正する法律案は、昨年自由民主党議員から国会に提出された法律案(衆法第四十六号)の内容と全く異なり、多くの問題点を残しているから、本法案中の傷病恩給に係わる部分を修正して、(一)増加恩給及び傷病年金の年額を戦國公務による算出額に修正すること、(二)間差(各項、款症間の比率)を終戦までの間差に修正すること、(三)家族加給中、増加恩給の加給年額

を一律四千八百円に、また傷病年金受給者にも家族加給を支給すること等の実現を期せられたいとの諸願。

第二二六七号 昭和三十六年五月二日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する諸願

請願者 名古屋市中千種区猪高町大字上社 牧野義一

紹介議員 草葉 隆圓君

この諸願の趣旨は、第二二三〇号と同じである。

第二二六八号 昭和三十六年五月二日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する諸願(五通)

請願者 広島市仁保町青崎三二〇 熊谷敏夫外四名

紹介議員 永野 護君

この諸願の趣旨は、第二二三〇号と同じである。

第二二七八号 昭和三十六年五月四日受理

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する諸願

請願者 和歌山県橋本市岸上橋本市傷痍軍人会内 西田定一

紹介議員 前田佳都男君

この諸願の趣旨は、第二二三〇号と同じである。